

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第 1 項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年10月29日

【事業年度】 第14期(自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)

【会社名】 株式会社ツクルバ

【英訳名】 TSUKURUBA Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 野村 駿太郎

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目 3 番14号 恵比寿SSビル

【電話番号】 03-4400-2946

【事務連絡者氏名】 上級執行役員CA0 小池 良平

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目 3 番14号 恵比寿SSビル

【電話番号】 03-4400-2946

【事務連絡者氏名】 上級執行役員CA0 小池 良平

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2021年 7 月	2022年 7 月	2023年 7 月	2024年 7 月	2025年 7 月
売上高 (千円)	—	—	—	5,483,091	8,099,031
経常利益 (千円)	—	—	—	114,088	199,747
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	—	—	—	215,658	106,639
包括利益 (千円)	—	—	—	213,134	108,532
純資産額 (千円)	—	—	—	1,800,203	1,931,700
総資産額 (千円)	—	—	—	4,221,550	6,141,447
1 株当たり純資産額 (円)	—	—	—	84.00	94.85
1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	18.42	9.38
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	18.26	9.33
自己資本比率 (%)	—	—	—	39.3	29.1
自己資本利益率 (%)	—	—	—	13.0	6.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	49.3	61.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	900,551	1,477,686
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	81,070	76,238
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	954,278	1,503,564
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	1,871,872	1,821,511
従業員数 [ほか、平均臨時 雇用人員] (名)	— [—]	— [—]	— [—]	197 [61]	235 [69]

- (注) 1. 第13期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイトを含む。)は、1年間の平均人員を[]外数で記載しております。
3. 第13期の自己資本利益率は連結初年度のため、期末自己資本に基づいて計算しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2021年 7 月	2022年 7 月	2023年 7 月	2024年 7 月	2025年 7 月
売上高 (千円)	1,624,420	2,766,313	4,152,638	4,682,998	4,676,304
経常利益又は 経常損失() (千円)	358,316	795,020	150,798	73,975	36,548
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	482,465	822,420	165,523	186,527	49,376
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	30,632	14,314	31,635	60,139	14,698
発行済株式総数 普通株式 (株)	10,126,900	11,451,600	11,569,500	11,685,600	11,715,200
A種類株式	—	—	700	700	700
純資産額 (千円)	879,793	909,607	1,512,577	1,764,142	1,739,623
総資産額 (千円)	3,037,880	2,878,842	3,064,344	4,498,690	4,106,780
1株当たり純資産額 (円)	64.91	73.67	60.82	80.82	77.97
1株当たり配当額 普通株式 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
A種類株式 (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	7,095.90 (—)	10,000.00 (—)	10,000.00 (—)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期 純損失() (円)	50.10	74.37	14.83	15.85	4.34
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	15.71	—
自己資本比率 (%)	27.5	28.4	45.3	36.1	38.8
自己資本利益率 (%)	—	—	—	12.4	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	57.3	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	437,819	1,025,358	85,476	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	105,924	108,781	59,257	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,221,159	544,457	263,015	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	2,197,304	1,607,621	1,725,902	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	164 [62]	193 [66]	182 [63]	171 [51]	215 [60]
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	126.2 (129.8)	71.7 (135.7)	114.9 (166.9)	100.9 (205.4)	64.1 (221.8)
最高株価 (円)	1,225	1,415	1,155	1,392	959
最低株価 (円)	627	526	629	665	557

- (注) 1. 第10期から第12期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
2. 2022年11月15日に第三者割当増資により、A種種類株式700株を新規発行いたしました。
3. 第12期以降の1株当たり純資産額については、純資産額の合計額から当社が発行する普通株式と権利関係の異なるA種種類株式に係る払込金額、優先配当額を控除して算定しております。
4. 普通株式に係る1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。また、配当性向の算出については、A種種類株式の配当額は含まれておりません。
5. 第10期から第12期及び第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 第10期から第12期及び第14期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。
7. 第10期から第12期及び第14期の株価収益率については、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイトを含む。)は、1年間の平均人員を[]外数で記載しております。
9. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
なお、A種種類株式は非上場であるため、該当事項はありません。
10. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第11期の期首から適用しており、第11期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
11. 第13期より連結財務諸表を作成しているため、第13期以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2 【沿革】

当社の共同創業者である村上浩輝と中村真広は、「「場の発明」を通じて欲しい未来をつくる。」という企業理念のもと当社を設立いたしました。

設立以降の経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
2011年 8 月	東京都渋谷区において、株式会社ツクルバを設立
2011年12月	東京都渋谷区にコワーキングスペース「co-ba shibuya」を開業
2012年 6 月	空間デザイン・プロデュース事業(現・不動産企画デザイン事業)を開始
2012年10月	株式会社マチニワ(現・株式会社ツクルバボックス、2024年7月期より連結子会社として操業)を東京都渋谷区に設立
2015年 1 月	ITを活用した中古・リノベーション住宅の流通プラットフォーム「cowcamo」ベータ版を公開
2015年 3 月	空間活用事業などを展開する株式会社アプトを100%子会社化
2015年 6 月	「cowcamo」正式版を公開、オンラインメディア「cowcamo magazine」の提供を開始
2016年 3 月	一級建築士事務所登録
2016年 9 月	「cowcamo」がソフトウェア・サービス・システム部門にてグッドデザイン賞を受賞
2016年10月	事業拡大のため本社を東京都目黒区に移転
2017年11月	株式会社アプトの全株式を譲渡 「cowcamo」にて事業者向けデータ提供サービスを開始 「cowcamo」のiOSアプリを正式公開
2018年 3 月	「cowcamo」にてパートナー仲介事業者との連携開始
2018年 7 月	「cowcamo」のAndroidアプリを正式公開
2018年12月	「cowcamo」のAndroidアプリが「Google Play ベスト オブ 2018」隠れた名作部門にて優秀賞を受賞
2019年 7 月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2020年 7 月	株式会社丸井グループと資本業務提携契約を締結
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、東京証券取引所グロース市場に移行
2023年11月	不動産企画デザイン事業の会社分割及び新設会社の株式譲渡を完了

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社1社(株式会社ツクルバボックス)の計2社により構成されております。

当社グループは、「住まいの『もつ』を自由に。『かえる』を何度でも。」をビジョンに掲げ、情報通信技術、デザインを高次に融合させることで、誰もが個性豊かな生き方を実現できる仕組みを提供すべく事業活動を行っております。

なお、当事業年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」をご参照ください。

(1) cowcamo(カウカモ)事業

当事業では、ITを活用した中古・リノベーション住宅流通プラットフォーム「cowcamo」において、オンラインメディアを通じた物件情報流通サービス、自社エージェント(1)による売買仲介サービス、定額パッケージも含めたリノベーションサービス、自社企画商品の開発・販売を主なサービスとして提供しております。

当事業の特徴は、中古住宅流通のバリューチェーン(2)を、テクノロジーを用いて統合している点にあります。具体的には、中古・リノベーション住宅における一連の顧客体験の統合・刷新(特徴 - 1)、住宅デザイン企画・メディア運営・エージェントサービスの一連のオペレーションの統合・最適化(特徴 - 2)、顧客ニーズや物件のデザイン、物件の取引データなどの独自データの活用(特徴)にあります。

当事業では、中古・リノベーション住宅に特化した住宅情報メディアサービス及びエージェントによる仲介サービスを提供しております。主な収益源は、中古・リノベーション住宅の売買に関して売手及び買手から受領する売買仲介手数料、その他付随するリノベーション等の斡旋手数料等、自社企画商品の販売収益であり、広告掲載料等は受領しておりません。

特徴 - 1：中古・リノベーション住宅購入における一連の顧客体験の統合・刷新

当事業では、オンラインの住宅情報流通メディアを中心に、中古・リノベーション住宅の購入体験の統合・刷新を図っております。具体的には、従来の店舗やチラシ、物件情報検索サイトを通じた画一的な物件情報流通に対して、ソーシャルメディア等のチャネルに特化し、独自に撮影した画像や取材記事を中心としたコンテンツ型メディアとしての物件情報流通モデルを確立しております。また、会員向けに、当社グループ独自の物件情報データベースからユーザーの嗜好にあった物件を選定・提案するネイティブアプリ(3)や、住宅購入検討プロセスにおけるエージェントとのコミュニケーションをオンラインチャット上で行うことができるネイティブアプリを相次いで開発し、多数の会員を有する住宅購入サービスへと成長いたしました。

なお、「cowcamo」における会員数は55万人に達しております。

特徴 - 2：住宅デザイン企画・メディア運営・エージェントサービスの一連のオペレーションの統合・最適化

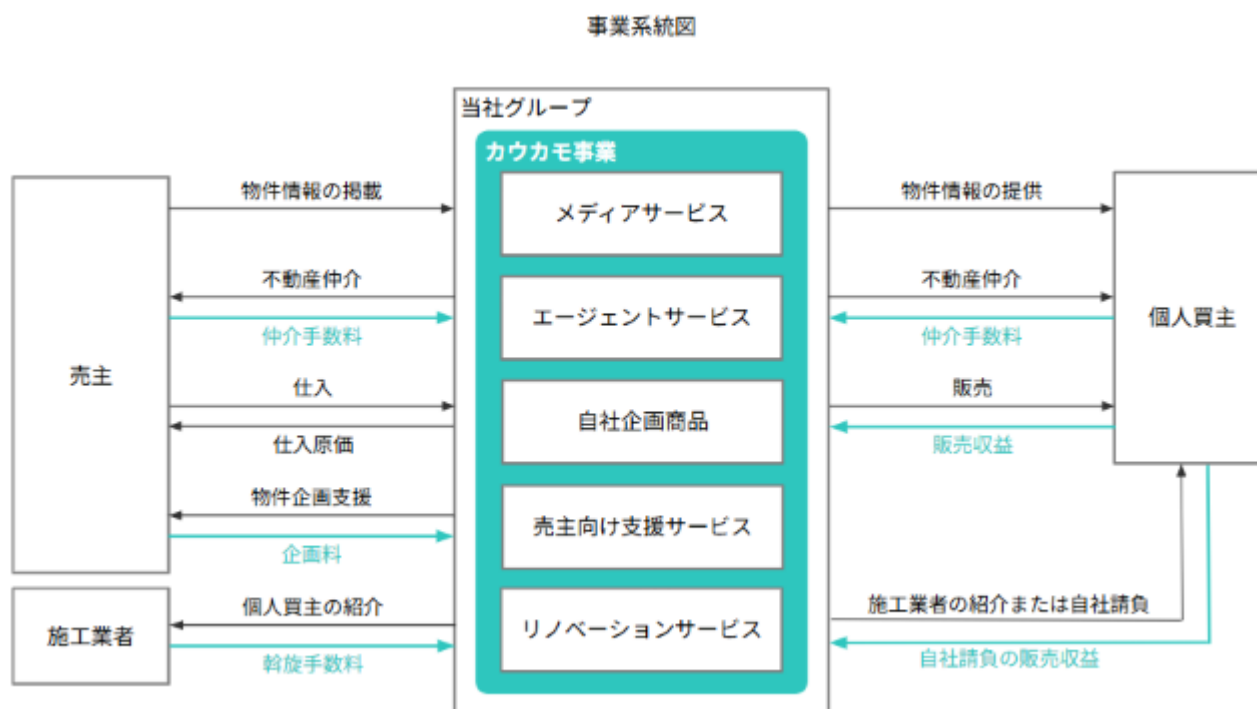
一連の業務フローにおいて自社開発したシステムを活用することにより、高い生産性と顧客満足の両立を図っております。具体的には、顧客の個別的な嗜好性や住まい探しの状況を一元的に把握・管理することが可能な顧客管理システム、エージェントによる顧客への提案支援、顧客とのアポイントメント管理、業務の優先度管理等を支援する業務支援システム、顧客とのコミュニケーションを円滑化・効率化するチャットアプリなど、一連の業務フローが全て自社開発プロダクトによりシステム化されております。これにより、各々の業務プロセスにおいて高い生産性を実現するとともに、非熟練者でもオペレーションを遂行できることから事業拡大に柔軟に対応可能な組織の拡張性を実現していると考えております。当社グループの組織的能力である特徴 - 2により当社グループのサービス価値である特徴 - 1の提供が実現していると考えております。

特徴：顧客ニーズや物件のデザイン、物件の取引データなどの独自データの活用

cowcamoでは、前述したメディアサービス、エージェントサービスを通じて、顧客ニーズやリノベーションのデザイン、物件・取引情報等の多数のデータを蓄積しております。これらのデータを解析・活用することで、ユーザーのニーズの分析や、最適なリノベーション企画の立案、販売価格の推計等が可能となります。当事業ではこれらを応用し、当サービスを利用する売主・事業者に対してリノベーション物件の商品企画や販売支援などの業務支援サービスの提供や自社企画商品の開発・販売を行っております。これにより、収益機会が拡大するとともに、cowcamoのユーザー・会員に適した物件の供給が増大し、サービス全体の価値向上に寄与するものと考えております。

〔用語説明〕

- (1) エージェント
エージェントとは、顧客の住まい探しから物件購入における仲介業務を行う不動産仲介者のこと。
- (2) バリューチェーン
バリューチェーンとは、一連の事業活動を、個々の工程の集合体ではなく価値の連鎖として捉えること。
- (3) ネイティブアプリ
Apple Inc.が運営する「App Store」やGoogle Inc.が運営する「Google Play」等のアプリマーケットよりプログラムをダウンロードして利用するアプリケーションのこと。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ツクルバ ボックス	東京都渋谷区	92,000千円	cowcamo (カウカモ) 事業	100.0	資金の援助 業務受託及び委託 従業員の出向 債務保証

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 3. ㈱ツクルバボックスは、特定子会社に該当しております。
 4. ㈱ツクルバボックスについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- 主要な損益情報等

売上高	3,843,689	千円
経常利益	236,295	"
当期純利益	156,015	"
純資産額	374,076	"
総資産額	3,788,372	"

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
cowcamo(カウカモ)事業	166 (60)
全社(共通)	69 (9)
合計	235 (69)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイトを含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)は、管理部門等に所属しているものであります。
3. 前連結会計年度末に比べ従業員数が38名増加しておりますが、主として業容の拡大に伴う期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2025年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
215(60)	32.1	2.5	6,068

セグメントの名称	従業員数(名)
cowcamo(カウカモ)事業	146 (51)
全社(共通)	69 (9)
合計	215 (60)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイトを含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)は、管理部門等に所属しているものであります。
4. 前連結会計年度末に比べ従業員数が44名増加しておりますが、主として業容の拡大に伴う期中採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

(4) 多様性に関する指標

当連結会計年度の多様性に関する指標は、以下のとおりであります。

提出会社

管理職に占める 女性労働者の割合(%)	男性労働者の 育児休業取得率(%)	労働者の男女の賃金差異(%)		
		全労働者	うち正規雇用 労働者	うちパート・ 有期労働者
30.3	75.0	68.5	82.2	113.3

- (注) 1. 管理職に占める女性労働者の割合は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出しております。管理職は、部下を持つ職務以上の者、並びに部下を持たなくともそれと同等の地位にある者で、役員を除いております。
2. 男性労働者の育児休業取得率は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出しております。
3. 労働者の男女の賃金差異については、男性労働者の賃金に対する女性労働者の賃金の割合を示しております。当社グループでは、同一雇用形態において男女の賃金に差は設けていないため、この差は、等級別人数構成の差によるものと捉えております。

連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針等

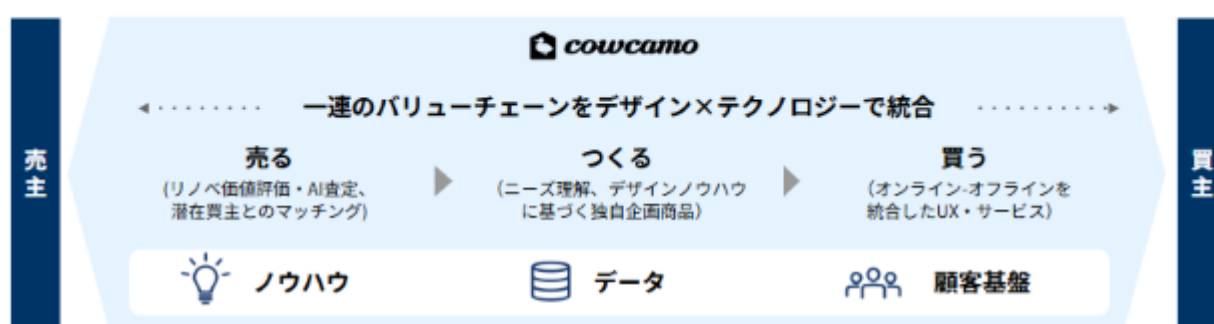
(i) 経営方針

当社グループは、「住まいの『もつ』を自由に。『かえる』を何度でも。」をビジョンに掲げ、デザイン×テクノロジーを活用した、顧客本位の住宅流通の変革を目指しています。

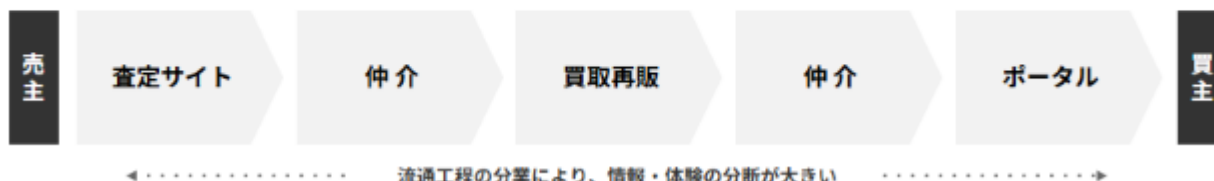
() 事業アプローチ

当社グループは、経営方針に基づき、分断された流通構造をデザイン×テクノロジーで統合し、ユーザー本位にアップデートします。弊社の競争優位性の源泉であるユーザー基盤、データ、ノウハウを活用することにより、顧客価値の高く効率的な流通構造を実現します。

カウカモが実現する流通構造



既存の流通構造



(2) 経営戦略等

当社グループは、主力事業であるcowcamo(カウカモ)事業のサービス改善および組織体制の強化により事業規模を拡大させてまいります。具体的な経営戦略につきましては、以下のとおりであります。

(i) 統合型の住宅流通プラットフォーム「cowcamo」の確立・拡大

cowcamoが目指す流通構造の改革

(a) 中古住宅流通のバリューチェーンをテクノロジーで統合

中古住宅に関する既存の流通構造では、再販事業者が売主から物件を買取り、リノベーションを施して再販する「買取/企画開発」のプロセス、不動産ポータルサイトの運営事業者が物件情報を掲載する「情報流通」のプロセス、不動産売買仲介事業者を通じて買主が中古住宅を購入する「不動産流通」のプロセスが、いずれも別個の事業者に分散して行われています。当社グループのcowcamoでは、中古・リノベーション住宅の企画開発、情報流通、不動産流通の一連のプロセスをデザインとテクノロジーで統合することにより、一貫した顧客体験と業務の生産性向上の両立を図っております。

(b) 徹底的なユーザー視点で住宅購入の体験を革新

当事業では、デザインとテクノロジーを用いたメディアサービス及びエージェントサービスの統合により、ソーシャルメディア等のチャネルに特化した物件との出会いの体験、独自に撮影した画像や取材記事を中心としたコンテンツ型メディアを通じた物件選びの体験、エージェントとのコミュニケーションをオンラインチャットやオンラインミーティング等で行うことによる物件購入の体験等、住まい探しの初期段階から購入までの一連の顧客体験すべてをデザインする事で、住宅購入に関する顧客体験の刷新を図っております。

独自のポジショニング

当社グループは、cowcamo(カウカモ)事業において、情報解析等のテクノロジーによって、従来は独立に存在していた不動産ポータル、仲介業ならびに不動産事業者支援サービスを統合した新しいプラットフォームを確立・拡大したいと考えております。

テクノロジー活用少	統合的		テクノロジー活用大
	伝統的な不動産売買仲介事業者 ＜特徴＞	統合型の事業者（当社グループ） ＜特徴＞	
	● 店舗型で地域密着により顧客（主に売主）を囲い込む	● テクノロジーを活用して一連のオペレーションを高度化・効率化	
	● リスティングサイトも有するが自社のWebエンジニアは抱えていないことが多い	● リスティングサイト（※2）やCRM（※1）も自社エンジニアにより内製し、オンラインで集客	
	不動産ポータルサイトの運営事業者 ＜特徴＞		
	● 自社でエージェントは持たず、仲介事業者に対する掲載課金・送客課金等が主		
	● 情報の網羅性や検索機能、価格推計等の情報処理に強みを持つ会社が多い		
	部分的		

日本の住宅流通領域におけるサービスは、Web業界を出自とする不動産ポータル事業者、不動産業界を出自とする仲介事業者、建設業界を出自とするリノベーション施工業者、またシステム・ソフトウェア業界を出自とする不動産事業者向けシステムの提供など、事業体の出自により、それぞれが独立に事業・サービスを提供し、分散されてきました。しかしながら、当社グループが市場機会として着目する中古・リノベーション住宅の流通におきましては、物件の固有性と多様化する顧客ニーズを適切にマッチングさせた上で、顧客の求める一点ものの商品を企画することが重要となるため、各事業体が提供するサービスを統合した事業モデルが有効であると考えております。

また、このような統合型の住宅流通プラットフォームを確立する上では、Webサービスの開発力、仲介業務の理解並びに仲介業務を効率化する業務システムの開発力、物件情報を供給する不動産事業者やリノベーションを請け負う施工業者とのネットワーク及び同事業者に対する業務支援サービス・システムの開発力など、テクノロジーと業務オペレーション、組織力の高度な統合が必要となり、これが同業他社による類似サービスの展開に対する障壁として有効に機能するものと考えております。

一連のプロセスをデザインとテクノロジーによって統合・最適化

当社グループは、データ(物件データ、顧客データ、デザインデータ)を中心として、一連の業務プロセスを自社開発のシステムによって効率的にデザインして統合・最適化し、エージェントの生産性を継続的に改善する方針です。業務プロセスの具体例は以下の通りです。

- (a) マーケティング：マーケティング支援ツールを用いた会員データ解析、マーケティングオートメーション（ 3 ）
- (b) 物件企画・開発：企画支援ツールを用いた査定業務の自動化、物件・デザインデータの解析
- (c) コンテンツ制作：制作支援ツールを用いたコンテンツ管理、物件選定の自動化
- (d) エージェント・業務支援：エージェントCRMツール（ 4 ）を用いた顧客データ管理、顧客と物件のマッチングによる提案支援、顧客応答の自動化、エージェントアサイン（ 5 ）の自動化

ユーザーを起点とした自律的成長サイクルの実現

当社グループは、中古マンション購入における一連の顧客体験の統合・刷新等により、ユーザーのエンゲージメント(6)を高めることで会員数の拡大を図る方針です。主な会員数の拡大のサイクルは以下の通りです。

- (i) オンライン・オフラインを統合してデザインされた洗練されたユーザー体験によりユーザーが蓄積
- (ii) 蓄積されたユーザーの購買行動により、顧客嗜好、取引、空間・企画のデータが蓄積
- (iii) 蓄積されたデータを活用して売主側の仕入、リノベーション企画・開発、売却を提案
- (iv) データを基にユーザーニーズに基づく物件が供給される
- (v) ストーリー調の魅力的な記事により、蓄積された豊富なユーザーに訴求
- (vi) ユーザーがさらに集まり、反響(7)も集まり、早く適正な価格で売れる
- (vii) それによってさらに売主が集まる

上記のように、洗練されたユーザー体験により既に蓄積されているユーザー基盤を起点とし、そのユーザー基盤に対して売主が集まり、さらにデータ活用によりユーザーが望む魅力的な物件が増え、さらにそれによってユーザーが増える、というユーザー基盤を起点とした自律的成長サイクルを実現しています。

顧客、データ、ノウハウの蓄積により持続的な競争優位を確立

当社グループは、これまでの事業運営において、独自の顧客基盤、データ、オペレーションノウハウを蓄積してまいりました。今後も独自の顧客基盤、データ、オペレーションノウハウの蓄積により、持続的な競争優位の構築を図る方針です。

- (a) 顧客基盤の蓄積：cowcamoは首都圏における中古・リノベーション住宅流通プラットフォームとして多数の利用事業者数・ユーザー数を擁しております。
- (b) データの蓄積：当社グループは、首都圏の中古・リノベーション住宅流通に関する独自のデータを蓄積しております。これらのデータは、自社での取材や実際の取引に基づく統合的なデータ(物件の定性的な評価情報や内装写真等の物件固有のデータ、売出から成約にいたるまでの価格推移等の取引情報データ、cowcamo上でのユーザーの物件への反響行動に関するデータ等)であり、これまでも部分的には存在していましたが、これらのデータを統合的に蓄積している点で、希少性の高い情報資産であると考えております。
- (c) オペレーションノウハウの蓄積：当社グループは、オペレーション(物件情報取得、企画・デザイン、取材・記事制作、マーケティング、顧客管理、マッチング、接客支援等)をテクノロジーを活用して統合しております。一連のバリューチェーンを統合したノウハウが、同業他社による類似サービスの展開に対する障壁として有効に機能するものと考えております。

一貫した世界観を実現するための組織

当社グループの組織的な能力であるテクノロジー、オペレーション、デザイン力、構想力、プロダクト力、マーケティング力を発現する事で、中古住宅流通のバリューチェーンの統合による一貫した世界観が実現されると考えております。

- (a) テクノロジー：エンジニア、データサイエンティスト(8)を中心としたメンバーにより実現
- (b) オペレーション：営業、マーケティング、コンテンツ制作を中心としたメンバーにより実現
- (c) デザイン：Web/UXデザインに加え、建築デザインを専門とするメンバーにより実現

「cowcamo」による市場創出

当社グループは、cowcamoを通じて、中古・リノベーション住宅の適切な価格形成と生涯買い替え頻度の向上により、中古物件流通市場の活性化をリードしたいと考えております。cowcamoは中古住宅の流通市場を対象としておりますが、(a)価格形成×(b)買い替え頻度向上により対象市場の拡大を図る方針です。なお、国土交通省「住生活基本計画（令和3年3月19日）」では、2018年に全国12兆円であった中古住宅・リフォーム市場が長期的に20兆円となることが目標として掲げられております。

(a) 価格形成の観点

これまで	・再販時の物件価格は、リノベーション物件購入時の物件価格を大きく下回る傾向 ・リノベーション物件の履歴事項や物件の固有性が評価されず、経年での価格下落が大きい
cowcamoが果たす役割	・リノベーション物件の流通データの蓄積によるリノベーション物件の公正な評価 ・一点ものの魅力を伝えるプレゼンテーション
これから	・再販時の物件価格が、リノベーション物件購入時の物件価格に近づく ・リノベーション物件の履歴事項や物件固有性を評価・伝達し、経年での価格下落を緩やかにする

(b) 買い替え頻度向上の観点

これまで	・20代は賃貸、30代で持ち家を購入し、同じ住宅に住み続ける「持ち家は一生もの」という価値観
cowcamoが果たす役割	・ライフスタイルに応じた住み替えの促進 ・流通中間コストの削減による買い替えの経済性向上
これから	・従来の価値観に囚われず、ライフスタイルに応じて住宅を買い替える価値観

事業アセットを活用したさらなる成長ポテンシャル

当社グループでは、cowcamo(カウカモ)事業の事業アセットであるデータ、デザインノウハウ、オペレーションモデル、ブランドを活用することで、収益機会の拡大と収益性の向上を図る方針です。

(a) データ、デザインノウハウの横展開による収益機会の拡大：売主・事業者向けサービス

- ・蓄積したデータを活用し売主・再販事業者へ企画・開発を支援(供給物件の質・量の向上、収益源の拡大)

(b) デザインノウハウ、ブランドの横展開による収益機会の拡大：自社企画商品

- ・デザインノウハウ、ブランドを活用し、自社企画商品を提供(流通額に対する収益性向上)

(c) オペレーションモデル、ブランドの横展開による収益機会の拡大：パートナーモデル

- ・自社エージェントにて確立されたオペレーションモデルを横展開(事業の拡張可能性の向上、収益源の拡大)

リノベーション時代の住宅流通プラットフォームとしてのポジションを確立

当社グループはリノベーション時代の競争原理の変化の特徴として、自分らしい生活を志向する購入者層の増加、ビジュアルコミュニケーションの重要度の高まりがあると考えております。当社グループはcowcamoを通じて、リノベーション時代の住宅流通プラットフォームとしてのポジション確立を図ってまいります。

	従来の住宅流通産業	cowcamoが実現するプラットフォーム
バリューチェーン上の力点	川上（住宅の供給者）	川下（住宅の購入者）
顧客の物件選択の軸	スペック （住宅の広さ、間取り、部屋数等）	ストーリー・デザイン （ユーザーの視点に立ち、住みたい街や理想の暮らしを想像できる記事）
情報流通に求められる機能	検索・絞り込み	マッチング・提案
キーコンテンツ	定量情報	定性情報・ビジュアルイメージ
オペレーション	分散的	統合的

企業価値向上に関する当社グループの考え

当社グループは、ユーザー基盤の蓄積と成約率改善による売上総利益の継続的な成長及びオペレーション最適化による営業利益率の改善、並びに創出された利益の再投資による売上総利益のさらなる拡大により、企業価値の向上を図る方針です。具体的には(a)取引件数の増加及び(b)取引あたり収益の増加による売上総利益の成長と、(c)広告効率及び(d)オペレーション効率等の向上による営業利益率の改善を通じた企業価値の向上を目指して参ります。

- (a) 取引件数の増加要因：会員数の蓄積、成約率の向上、生涯取引機会の拡大等
- (b) 取引あたり収益の増加要因：流通価格の適正化、テイクレート（ 9 ）の向上、周辺領域での収益化
- (c) 広告効率の改善要因：広告運用パフォーマンスの継続的改善(広告運用の内製化・最適化、顧客別のナーチャリング(10)、プロダクトの継続的改善
- (d) オペレーション効率の改善要因：エージェントオペレーションの型化・高度化(営業プロセスの型化と独自CRM開発、独自ツール開発、営業支援システム導入などによる業務プロセスの省人化)、その他オペレーションの型化・高度化

なお、(c)広告効率の改善及び(d)オペレーション効率の改善により「cowcamo(カウカモ)事業」のセグメント利益率は継続的に改善しております。

当社グループの経営管理上重要視しているKPI(Key Performance Indicator の略称で主要な業績評価指標のこと)は以下の通りです。

「cowcamo」のKPIの推移

期間	売上総利益の内訳 単位：百万円		仲介・付帯サービスの主要業績指標			
	仲介・付帯サービス	自社企画商品	取引件数 単位：件	収益単価 単位：百万円	営業人員数 単位：人	営業生産性 単位：件
2021年7月期	1,137	14	557	2.0	32	1.3
2022年7月期	1,615	92	713	2.3	44	1.4
2023年7月期	2,310	102	942	2.5	53	1.5
2024年7月期	2,493	304	996	2.5	67	1.4
2025年7月期	2,896	646	1054	2.7	72	1.3

- (注) 1. 「売上総利益の内訳」は、決済ベースにて算出しております。
2. 「取引件数」は、住宅販売件数の合計値です。決済ベースにて算出しております。なお、同一取引において複数戸数の販売が行われる場合、従来は戸数単位で集計しておりましたが、取引単位の集計に修正しております。
3. 「収益単価」は、仲介・付帯サービスにおける売上総利益を取引件数で割ることにより算出しております。
4. 「営業人員数」は、特定期間の平均人数を記載しております。
5. 「営業生産性」は、稼働営業人員あたりの成約ベースの取引件数を記載しております。なお、同一取引においても、当社が買主サイド及び売主サイド双方で仲介を行う場合は、それぞれ別の営業人員が担当するため、取引件数を重複してカウントしております。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、上記「企業価値向上に関する当社グループの考え」に記載の通り、売上総利益、取引件数、収益単価、営業人員数、営業生産性を重要な経営指標とし、高収益事業を展開していくことにより利益率の向上を図ってまいります。

(4) 経営環境

当社グループは、cowcamo(カウカモ)事業に係る事業環境を以下のように認識しています。

市場規模

cowcamoがターゲットする首都圏の中古マンション流通市場は、2024年時点で8兆円と推計されます(注1)。

中古マンションストックにおいては、築年数25年以上の物件の割合が32%(2015年)から58%(2023年)に上昇しており、2025年には全体の6割を超過すると推定されます(注2)。築年数の古い物件においては、リノベーションが実施される割合が高いことから、当社グループがターゲットとしている中古・リノベーション住宅セグ

メントの流通量は中長期的に拡大するものと考えております。

当社グループでは、首都圏での住宅購入においてリノベーションが普及するなかで、市場の拡大・一般化に伴ういくつかの変化を予想しております。

(a) リノベーション住宅市場の形成

- ・リノベーションを前提とした流通価格の形成
- ・「安いから」中古リノベーションから「こだわるなら」中古リノベーションへ

(b) 中古住宅の流通方法の多様化

- ・リノベーション済住宅の購入
- ・中古住宅の購入後にリノベーションを実施
- ・リノベーション済住宅の購入後に追加でリノベーションを実施

(c) 中古住宅流通事業者の変化

- ・再販事業者の拡大
- ・リノベーション住宅専門サイトの成長

ユーザー基盤の拡大

当社グループは、ユーザー基盤の拡大を軸に、収益機会の最大化と市場創出に取り組む方針です。cowcamoの更なる認知拡大やプロダクトの機能向上を通じて、より多くのユーザーにご利用頂けるサービスを目指して参ります。また、現在の営業エリアである東京・横浜エリアから首都圏への展開を通じて、一層のユーザー基盤の拡大を図って参ります。

- (注) 1. 公益財団法人東日本不動産流通機構「年報マーケットウォッチ 2024年度」、公益財団法人不動産流通推進センター「2025不動産統計集(3月期改訂)3 不動産流通」、リフォーム産業新聞社「中古住宅リノベ市場データブック 2022-2023」から首都圏における40㎡超のマンションの市場規模を当社グループが推計
2. 公益財団法人東日本不動産流通機構等のデータより当社グループが推計

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題としましては、既存事業の拡大、収益性の向上及び中長期的な成長に資する体制整備が重要であると認識しており、特に下記を重要課題として取り組んでおります。

サービスの知名度向上

当社グループは、テレビや新聞、雑誌、ラジオ等のマスメディア向けの広告は実施しておらず、これまで培ってきたデジタルマーケティングのノウハウを活用することにより、ユーザー、会員を獲得してまいりました。

一方で、当面の対象市場としている首都圏の中古マンション流通市場の規模は8兆円(上記(4)参照)と广大であり、中でもリノベーションマンション市場は今後も堅調に拡大していくものと想定します。このため、今後のユーザー、会員獲得においては、より広範な認知の獲得が重要であると認識しており、今後はこれまで構築してきたデジタルマーケティングの効率改善と並行し、費用対効果を慎重に検討した上で、テレビや新聞、雑誌、ラジオ等のマスメディアを活用した広告宣伝活動も検討してまいります。

エージェントサービスのオペレーションの高度化・効率化

当社グループは、これまでに開発してきた業務管理システム、蓄積してきたノウハウにより、エージェントサービスの生産性向上とサービス品質の両立に取り組んでまいりました。

しかしながら、今後の事業成長のためには更なるユーザー数の増加が必要であり、恒常的な収益性の向上を実現するためには、引き続きオペレーションの高度化・効率化が重要であると考えております。そのため、蓄積された顧客データ・業務データの更なる活用、業務の自動化等の施策を実施してまいります。

事業開発の強化

当社グループは、早期の事業拡大のために適切な外部の事業者との連携が重要であると考えております。そのため、取引先事業者との関係を強化し、事業開発の推進を図ってまいります。具体的には、cowcamo(カウカモ)事業においては、他の事業者との連携を通じた顧客向けサービスの拡充を推進すると同時に、物件供給及び事業者向けサービスの強化を図ってまいります。

技術開発体制の強化

cowcamo(カウカモ)事業においては、技術革新のスピードは非常に早く、類似のサービスや競合の参入が予測されるため、新規サービスの展開スピードを速めるべく、エンジニアの採用・チーム体制の整備を通じて開発体制を早期に強化してまいります。

組織体制の強化

当社グループは、事業規模の拡大及び成長のためには、専門性を有する人材の採用及び社員の育成、社員への企業理念・経営方針の伝達が重要な課題と考えております。当社グループは社内研修の強化、福利厚生の充実を図っていくとともに、志望者を惹きつけるような事業を展開していくことで、優秀な人材の採用強化に取り組んでまいります。また、社員に対して経営ビジョン・ミッションを踏まえた当社グループの経験とノウハウに基づく研修を計画的に実施していくことで、社員の育成及び企業理念・経営方針の伝達を行ってまいります。

情報管理体制の強化

当社グループは、社内の情報管理体制を整備し、情報管理の徹底を図っておりますが、個人情報等の機密情報につきましては、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、情報セキュリティマネジメントシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図ってまいります。

内部統制の強化

当社グループ事業が継続的に成長し、顧客に安定したサービスを提供し続けていくためには、継続的な内部統制の整備、強化に取り組んでいくことが重要であると考えております。当社グループは、組織が健全かつ有効的に運営されるように、内部統制の実効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、内部統制の整備、強化を行っていく方針であります。

なお、当連結会計年度において、当社元代表取締役に関するコンプライアンス上の疑義にかかる事案が発覚したため、2025年6月17日付にて社内調査委員会を設置し、独立社外取締役である監査等委員および外部の独立性・専門性を有する弁護士により調査を実施いたしました。

当該調査結果および社内調査委員会からの提言を踏まえ、役員への監督強化を含むガバナンス体制の充実や、取締役会および取締役としてのルールの明確化、役職員の知識・意識の向上などを目的とした再発防止策を策定し、その取組みを進めております。詳細については、2025年9月12日付適時開示「一部インターネット上の発信情報に関する調査結果のお知らせ」をご参照ください。

当社といたしましては、今後策定した再発防止策を着実に実施するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンス意識のさらなる向上を図り、信頼回復に努めてまいります。

〔用語説明〕

- (1) CRM
CRMとは、顧客関係管理（Customer Relationship Management）の略称であり、顧客満足度等の向上を通じて、売上高の拡大及び利益率の向上を目指す経営戦略手法またはシステムのこと。
- (2) リスティングサイト
リスティングサイトとは、売主または売主に依頼された不動産売買仲介が売出中の物件を掲載するウェブサイトのこと。
- (3) マーケティングオートメーション
マーケティングオートメーションとは、顧客開拓におけるマーケティング活動を可視化・自動化するツールのことです。
- (4) エージェントCRMツール
エージェントCRMツール（Agent CRM）とは、エージェント向けの顧客関係管理による顧客満足度等の向上を通じて、売上高の拡大及び利益率の向上を目指す業務支援システムです。
- (5) エージェントアサイン
エージェントアサインとは、自社エージェントと問い合わせがあった顧客とのアポイントメント管理のことです。
- (6) エンゲージメント
エンゲージメントとは、特定の企業（企業自体、企業が提供する商品、ブランド等）に対して、顧客が高い好感度や忠誠心を抱き、強い絆で結びついている状態のこと。
- (7) 反響
反響とは、顧客から電話またはメール等で受ける物件に対する問い合わせのこと。
- (8) データサイエンティスト
データサイエンティストとは、主に、ITやビジネスに精通するデータ分析やマーケティングを行う専門家です。
- (9) テイクレート
テイクレートとは、Eコマース等の業態において、プラットフォーム上で取引されるGMV（Gross Merchandise Value：流通総額）に対して課される手数料率（Eコマース等の運営事業者の売上高となる）のこと。
- (10) ナーチャリング
ナーチャリングとは「養育」「育成」等を意味し、マーケティング戦略の分野においては「見込み客を顧客にする」という意味で用いられる。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティに関する考え方

当社グループが事業を行う中古・リノベーション市場では、築25年以上の中古マンションの比率が2005年の22%から2023年には58%まで上昇しており今後も増加傾向にあります（ 1 ）。築古は快適に住まうためにリノベーションや新築建替が必要とされておりますが、リノベーションは新築建替と比較した際の脱炭素効果が高いと評価されています。

また、中古マンションの流通を促進することで、既存資源の有効活用による持続可能な社会の実現に貢献しています。

中古住宅流通市場において当社グループがサービスを提供することは、ユーザーの方々への安心・手軽な住まいの提供に加え、持続可能な社会の形成にも寄与すると考え、今後も持続的な事業拡大と企業価値の向上に注力してまいります。

(2) サステナビリティに関する取組

国内外のサステナビリティ開示で広く利用されている「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」の4つの構成要素（ガバナンス、リスク管理、戦略、指標および目標）に基づき、取組を開示いたします。

() ガバナンス

当社グループは、経営の効率性及び健全性を高め、透明性の高い経営体制を構築することが必要であるとの観点から、コーポレート・ガバナンスの強化を企業経営の最重要課題と位置付けております。

具体的な取組としては、当社は、2023年10月27日開催の第12期定時株主総会における承認を経て、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。これにより、取締役会の監督機能を強化し、さらなるガバナンスの強化、意思決定の質およびスピードの向上を行ってまいります。

また、2025年2月20日には、取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性の強化を目的に、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会を設置しました。これにより、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を推進してまいります。

() リスク管理

当社グループは、リスクの防止および会社損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」にてリスク管理に関する必要な事項を定めております。

具体的な取組としては、主管部署を経営企画本部とする「リスク管理委員会」において、各部門および部室のリスク管理担当者と連携しつつ、サステナビリティに関するリスクを含む、リスクの洗い出し・識別・評価を行い、適時適切な対応や再発防止策の検討を実施しております。

() 戦略

< 人的資本の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針 >

当社グループは、人的資本の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針として、様々なバックグラウンドやスキル、キャリア志向を持った人材が活躍できる環境整備を目指しております。

営業プロセスの型化や、ナレッジマネジメント、社員向け研修やキャリアパスの拡充といった人材育成の環境整備を行っています。当連結会計年度においては、営業成績上位20名のうち女性が16名（80%）、業界未経験者が10名（50%）を占めており、性別やバックグラウンドの差に関わらず、多様な人材が早期に活躍できる環境を実現しております。

< 社内環境整備に関する方針 >

当社グループは、社内環境整備に関する方針として、従業員の人格・個性を尊重しつつ、心身の安全と健康を確保できる環境整備に注力しております。

社内コミュニケーションの活発化に向けた施策、オフィス環境整備、ライフステージの変化に応じた最適な選択ができる環境整備などを推進しております。

具体的な取組としては、次世代育成支援対策推進法に基づいた行動計画を策定し、当社グループ従業員が働きや

すく、仕事と育児の両立を実現できる環境を整備しております。

() 指標及び目標

当社グループは、前述した戦略に基づき、人材育成及び社内環境整備に関する方針について、育成期間、業界未経験者比率や定職率、有給取得率といった指標にも注視しておりますが、重要視する指標として、「従業員の状況」に記載の管理職に占める女性従業員の割合及び育児休業取得率を掲げております。

・管理職に占める女性従業員の割合：30.3%（2025年7月末日時点）。具体的な数値目標は設定しておりませんが、継続的な改善を目指します。

・育児休業取得率：当連結会計年度においては、男性75.0%、女性137.5%が育児休業を取得しており、継続的な改善を目指します。

(1) 公益財団法人東日本不動産流通機構等のデータより当社グループが推計

3 【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。

また、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。当社グループは、これらのリスクに対し発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針であります。

本項記載の将来に関する事項は本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性のある全てのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関わるリスク

市場環境について

当社グループは、中古住宅流通市場を中心とした不動産市況の動向に影響を受ける可能性があります。

cowcamo(カウカモ)事業は、一般消費者の実需向けの事業である上に、潜在顧客を会員として蓄積することで、多少の市場変動には影響を受けない事業モデルとなっておりますが、当社グループの想定を上回る景気悪化等により長期的に不動産市況が低迷した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、インターネットを介したサービス提供を行っておりますが、インターネットの普及に伴う弊害の発生、利用に関する新たな規制の導入、その他予期せぬ要因により、インターネット利用の順調な発展が阻害された場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループの仲介サービスの売上計上は、売買契約を締結した時点ではなく、サービスの提供を行った時点で計上しております。そのため、サービスの提供時期により、当社グループの四半期毎の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

当社グループは、インターネット関連技術に基づいて事業を展開しておりますが、当該領域は技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が極めて速く、それらに基づく新機能や新サービスの導入が相次いで行われる変化の激しい市場です。このような環境の中で、当社グループは、データ解析や人工知能の導入、スマートフォンやタブレット端末等の多様なデバイスへの対応等、最新技術の開発を率先して行うと共に、優秀な人材の確保に取り組んでおります。

しかしながら、今後何らかの革新的な技術が開発され、当社グループの対応が遅れた場合や、そのような革新的な技術に対応するために多額のシステム開発費用が追加的に発生する場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

感染症等の影響について

新型コロナウイルス感染症等の感染力が強く治療方法が確立されていない感染症の流行等を原因とする、政府による外出自粛要請に基づく不動産取引の停滞、消費マインドの冷え込みによる長期的な景気悪化等が生じる場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) cowcamo(カウカモ)事業に関わるリスク

競争優位性について

当社グループは、cowcamo(カウカモ)事業において、「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載の特徴を有するサービスを提供することによって、従来の不動産ポータル事業者、仲介事業者に対する競争優位性の構築を推進してまいりました。

しかしながら、将来、テクノロジーに長けた企業による当社グループの事業領域への新規参入、類似した事業モデルを有する海外企業の日本市場への進出等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、これらの脅威を想定し、潜在顧客である会員との関係の強化や新規技術・サービスの開発を通じた競争力の強化を進めてまいりますが、競合企業の動向が当社グループの想定を超える場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ユーザーの継続的なサービス利用について

当事業においては、住宅情報流通サービス、エージェンツサービスを通じた一連のサービスプロセスにおいて、顧客を「cowcamo」のユーザーとして認識し、会員化施策等により、継続的なサービス利用を促すことで、顧客基盤の構築と業績の安定化を図っております。しかしながら、何らかの施策の見誤りやトラブル等でユーザー

のサービス利用の継続が損なわれた場合、当事業の業績が悪化し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

エージェント人員の採用・育成について

当事業においては、サービスの需要拡大を見据えた計画的なエージェント人員の採用・育成を計画しております。また、独自の業務ツールの開発等を含むエージェント業務の型化・効率化を行うことで、属人的な経験や能力に依存しない体制を確立しております。

しかしながら、当社グループの想定を超える人材市場の逼迫や何らかの組織的な要因により、計画的な採用・育成が想定の通りに行われない場合には、当事業の業績が悪化し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

システムの開発・運用体制について

当事業においては、一連のサービス、オペレーションを自社開発のシステムによって提供・運営していることから、将来の事業拡大を見据え、システムの開発・運用体制の継続的な拡充を計画しております。

しかしながら、システム開発・運用に要する人員の獲得の遅れや、システム開発・運用上の何らかのトラブルの発生等により、システムの開発・運用が計画通りに進展しない場合には、当事業の業績が悪化し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

広告宣伝について

当事業においては、ユーザーの計画的な獲得にあたり、インターネット広告を中心とした広告運用を実施し、広告出稿先や競合の広告出稿元の動向を注視しながら計画的な広告宣伝を行っております。

しかしながら、広告出稿先の配信ロジックの変更や、競合する広告出稿元の動向が、当社グループの想定を大きく超える場合には、計画された広告効果が実現されず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

協力会社及び取引先との関係について

当事業においては、仲介業務における協力会社や物件の売主である再販事業者が事業運営に重要な役割を果たしております。当社グループは、継続的に良質な協力会社、取引先の開拓、関係の維持・強化に努めておりますが、何らかの要因により協力会社や取引先との取引の継続が損なわれた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害等について

当事業においては、首都圏を中心に事業展開を行っておりますが、これらの地域で地震・火災・水害等の大規模な自然災害等が発生した場合には、掲載物件の仲介停止や、仲介スケジュールの変更、不動産価格下落による収益性の低下等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

消費税の増税について

当社グループが仲介する中古・リノベーション住宅は、一般家庭で購入する最も高額な耐久消費財とされていることから、消費税率の動向により需要が大きく左右される特性があります。消費税率が引き上げられた場合、家計の実質所得の目減りとなることから個人消費を抑制する要因として、顧客の住宅購入意欲の減退につながり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

不動産にかかる税制について

当社グループが仲介する中古・リノベーション住宅を購入するにあたっては、大多数の顧客が住宅ローンを利用しております。住宅ローンの金利が大幅に上昇した場合には、月々の住宅ローン支払い負担の増加や金利変動への不安感から、顧客の住宅購入意欲の減退につながる可能性や、金融機関からの住宅ローンの貸し付け条件が厳しくなる可能性があります。また、当該購入・保有にあたって不動産取得税、固定資産税等の各種の租税公課が発生します。現在、不動産取得税の税率軽減措置や固定資産税の負担調整措置等の税負担の軽減措置が講じられておりますが、上記の税負担の軽減措置が行われなくなった場合、住宅の購入・保有にかかる負担が増加することから、顧客の住宅購入意欲の減退につながる可能性があります。これらの事象が発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

再販取引を実施するにあたり発生するリスク

当事業の取引の大半を占める不動産物件の仲介においては、契約不適合責任や在庫リスクは発生しませんが、自社企画商品については、販売先に対する契約不適合責任を負う可能性があります。したがって、該当物件に多額の補修費用等を要する重大な瑕疵が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、物件の仕入時から何らかの理由により販売状況が不振となり、その間に不動産の市場価格が下落した場合には、棚卸資産に評価減が発生すること等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業運営体制に関わるリスク

特定経営者への依存及び人材の確保・育成について

当社グループは、継続的な事業拡大や新規事業の推進のためには、優秀な人材の確保、育成及び定着が重要であると認識しております。

しかしながら、当社グループが求める優秀な人材が必要な時期に十分確保・育成できなかった場合や、何らかの理由により人材流出が進んだ場合には、恒常的な事業拡大や新規事業の推進に支障が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、代表取締役を含む役員、幹部社員等の専門的な知識、技術、経験を有している役職員が、何らかの理由によって退任、退職し、後任者の採用が困難となった場合、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

内部管理体制について

当社グループは、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの徹底を図るための様々な施策を実施しております。また、業務の適正化及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用しております。しかしながら、事業の急速な拡大等により、内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) システム等に関わるリスク

開発について

当社グループは、システム開発に関わる投資を継続的に行っております。システムの開発においては、関連する事業のロードマップに基づき必要な社内外の人的リソースを計画的に確保する体制をとっております。しかしながら、ソフトウェアエンジニアの人材市場の逼迫等により、開発工数の確保が困難になる、工数当たりの単価が増大する等の場合には、開発スケジュールの遅延やコストの増大により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

運用(障害)について

当社グループのサービスはインターネットを介して提供されております。当社グループでは、安定的なサービスの運営を行うため、システムの冗長化、脆弱性検査、不正アクセス防御等の対策を講じております。しかしながら、自然災害、事故、不正アクセス、その他何らかの要因によりシステム障害等が発生した場合には、当社グループに直接的な損害が生じるほか、当社グループサービスに対する信頼性の低下を招きかねず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

情報の管理について

当社グループは、取引先の企業情報や物件情報及び個人情報を取り扱っております。当社グループでは、情報セキュリティの管理の徹底について重要な課題と認識しており、総合的な情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティマネジメントシステムの構築・運用を行っております。加えて、全社で個人情報の取扱及びインサイダー取引の未然防止に関わる社内規程の整備、定期的な従業員教育、システムのセキュリティ強化、個人情報取扱状況の内部監査等を実施し、情報管理の強化に努めております。

しかしながら、外部からの不正なアクセスや当社グループ関係者の故意又は過失により情報流出等の問題が発生した場合には、当社グループへの損害賠償請求や信用の低下等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制に関するリスク

一般的な法的規制について

当社グループの事業に関連する主な法規制として、「宅地建物取引業法」、「借地借家法」、「建築基準法」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「銀行法」等があります。

当社グループはこれらの法規制を遵守した事業運営を実施しており、今後も法令順守体制の強化や社内教育の実施等を行ってまいります。新たな法規制の制定や改正が行われ、当社グループが運営する事業が新たな法規制の対象となる場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、現時点において、当該免許・許可等の取消し等、重大な行政処分の対象となる事由は発生しておりませんが、将来何らかの理由によって当該免許の取消しを含む行政処分がなされ、またはこれらの更新が認められない場合には、当社グループの事業活動に支障を来すとともに、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、法的規制について、その有効期間が法令等により定められているものは下表のとおりであります。
(許認可等の状況)

会社名	免許・許可等	有効期間	関係法令	取消条項
株式会社ツクルバ	宅地建物取引業者免許 東京都知事(2)第97398号	自 2025年1月24日 至 2030年1月23日 (5年間) 以後5年ごとに更新	宅地建物 取引業法	同法第5条 及び第66条
株式会社ツクルバ	銀行代理業許可 関東財務局(銀代) 第504号	なし	銀行法	同法第52条の56 第1項
株式会社ツクルバボックス	宅地建物取引業者免許 東京都知事(3)第94875号	自 2022年12月8日 至 2027年12月7日 (5年間) 以後5年ごとに更新	宅地建物 取引業法	同法第5条 及び第66条

訴訟等について

当社グループは、法令及び契約等の遵守のため「コンプライアンス規程」を定めて社内教育やコンプライアンス体制の充実に努めております。しかしながら、当社グループが事業活動を行うなかで、顧客、取引先又はその他第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。かかる訴訟の内容及び結果によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、多大な訴訟対応費用の発生や当社グループの社会的信用の毀損によって、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社グループが使用する商標、ソフトウェア、システム等について、現時点において第三者の知的財産権を侵害するものはないと認識しております。今後も、侵害を回避するための著作権等の監視、管理等を顧問弁護士と協力して行っていく方針であります。万が一、第三者の知的財産権を侵害した場合は、当該第三者より、損害賠償請求、使用差止請求等が発生する可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

不動産の表示に関する公正競争規約について

不動産業界は公正取引委員会の認定を受け、「不動産の表示に関する公正競争規約」及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」を設定しております。当社グループはこれらの規約を遵守し業務を遂行するように努めておりますが、万一、不測の事態によって規約に違反する行為が行われた場合、お客様からの信頼性が低下し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他のリスク

新株予約権等の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、役職員に対して、業績向上に対する意欲を高めることを目的としたストック・オプション(新株予約権)を発行しております。ストック・オプションが権利行使された場合には、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。また、A種種類株式における普通株式対価取得請求権の行使により、株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性もあります。なお、本書提出日現在、新株予約権等による潜在株式数(自己新株予約権を除く)は、996,533株であり、普通株式の発行済株式総

数に潜在株式数を加えた合計(自己株式を除く)の12,396,233株の8.0%に相当しております。

普通株式における配当政策について

当社グループは、将来の事業展開に即応できる財務体質の強化を重要課題の一つとして位置付けております。そのため、現時点においては内部留保の充実を図り、事業の効率化及び拡大のための投資を積極的に行い、企業価値の向上を図ることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各連結会計年度における経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点で普通株式における配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。

減損会計の適用について

当社グループが所有する固定資産において、急激な経済情勢の変化や金融情勢の悪化等により事業の恒常的なキャッシュ・フローの将来にわたる収益性の著しい低下や保有資産の時価の著しい下落が認識された場合、減損会計を適用し経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが保有する投資有価証券について、発行体の信用力が悪化し実質的価値が低下あるいは時価が低下した場合、投資有価証券評価損あるいは貸倒引当金繰入の計上により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

有利子負債について

当社グループは、運転資金を金融機関からの借入金により調達しております。当社グループの資金調達に關して当社グループの業績や財政状態の悪化、風説、風評の流布等が発生した場合、あるいは金融不安等が発生した場合には、必要な資金を合理的な条件で確保できず資金繰りが困難になる可能性があります。また、今後の金利動向に著しい変化が生じた場合には支払利息の増加等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社グループが締結している当座貸越契約等の中には、一定の財務維持条項が付されているものもあり、これらに違反又は抵触する場合には、期限の利益の喪失等により、当社グループの財政状態及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

税務上の繰越欠損金について

第14期連結会計年度末には、当社グループに税務上の繰越欠損金が存在しております。これは法人税負担の軽減効果があり、今後、繰越欠損金の繰越期間の範囲内において納税額が減少することにより、当社グループのキャッシュ・フロー等の改善に貢献することになりますが、当社グループの業績が事業計画に比して順調に推移した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新たな事業領域における新規事業について

当社グループは、本書提出日現在、cowcamo(カウカモ)事業を中心に事業展開を行っております。本書提出日現在において、新たな事業領域への拡大の具体的な計画はありませんが、将来において、広範囲なシナジーと将来の成長を目的として、他の事業領域への事業ポートフォリオ拡大を進める可能性があります。

しかしながら、拡大先の事業領域において、必要な情報、経営資源、顧客関係、事業の専門知識、ブランド認知度が常に適時に確保できるとは限りません。拡大先の事業領域における事業発展には、従前とは異なった経験や知見を有する人材やリソースの確保が必要であり、事業展開に想定以上の時間を要したり、初期投資の負担が収益性を毀損したりする可能性があります。その他、これらの事業領域では、個々の案件を推進した当社グループが第三者に生じた損害に対して賠償責任が生じ得る等の独自のリスクもあり、かかるリスクは可能な限り保険または契約等により回避を図るものの、リスク回避の手法、法的規制に対する十分な理解や内部管理体制の構築、そのための人材の充実が求められます。また万一、監督当局から行政処分を受ける等した場合には、顧客やマーケットの信頼を失うこと等により、当社グループの経営成績及び財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。なお、経営上の客観的な指標等にかかる分析につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営戦略等」をご参照ください。

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度においては、景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復し

ています。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要です。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要があります。

当社グループがターゲットとする中古マンション市場においては、2025年7月度の首都圏中古マンションの成約件数は3,979件（前年同月比24.6%増）と9ヶ月連続で上昇しました。また、成約㎡単価は85.47万円（同8.2%増）と63ヶ月連続、成約価格は5,303万円（同5.0%増）と9カ月連続でそれぞれ前年同月を上回って推移しています。在庫件数は44,689件（同0.4%増）とほぼ横ばいながら2024年4月以来15ヶ月ぶりに増加しました。

このような経済環境のもと、当社グループは、営業活動などにおける生産性向上に注力しながら、主力サービスである中古・リノベーション住宅の流通プラットフォーム「cowcamo（カウカモ）」のマーケティング活動を強化することで、事業規模の拡大を推進してまいりました。この結果、当連結会計年度の売上高は8,099,031千円（前年同期比47.7%増）、営業利益は274,513千円（前年同期比76.8%増）、経常利益は199,747千円（前年同期比75.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は106,639千円（前年同期比50.6%減）となりました。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度との比較・分析は変更後の区分に基づいて記載しております。

当連結会計年度末における総資産は6,141,447千円となりました。

財政状態の状況につきましては、「(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 財政状態の分析」に記載しております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,821,511千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は1,477,686千円となりました。これは主に、棚卸資産の増加1,619,740千円などの資金減少要因が、税金等調整前当期純利益161,111千円などの資金増加要因を上回ったことによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は76,238千円となりました。これは主に、貸付けによる支出30,544千円、敷金及び保証金の差入による支出24,332千円、有形固定資産の取得による支出22,224千円などによります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は1,503,564千円となりました。これは主に、長期借入れによる収入2,041,100千円などの資金増加要因が、長期借入金の返済による支出1,106,660千円などの資金減少要因を上回ったことによります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績及び受注実績

当社グループは主に、インターネット上において、中古・リノベーション住宅の売主と買主のマッチングを実現するプラットフォーム「cowcamo」の運営(cowcamo(カウカモ)事業)を行っております。提供するサービスの性格上、生産実績及び受注実績の記載に馴染まないため、記載を省略しております。

b．販売実績

当連結会計年度における販売実績は次のとおりであります。なお、当社はcowcamo（カウカモ）事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
cowcamo(カウカモ)事業	8,099,031	47.7
合計	8,099,031	47.7

(注) 1. 主要な相手先別の販売実績は、総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次の通りであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を合理的に勘案し判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの財務諸表の作成にあたって採用する重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況」に記載しております。

財政状態の分析

(資産の部)

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末と比較して1,919,897千円増加し、6,141,447千円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末と比較して1,834,821千円増加し、5,802,240千円となりました。これは主に、販売用不動産が673,007千円、仕掛販売用不動産が933,903千円増加したことによるものです。

固定資産は、前連結会計年度末と比較して85,076千円増加し、339,206千円となりました。これは主に、有形固定資産が14,053千円増加し、投資その他の資産が71,022千円増加したことによるものです。

(負債の部)

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末と比較して1,788,400千円増加し、4,209,747千円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末と比較して1,792,196千円増加し、3,499,629千円となりました。これは主に、短期借入金が739,184千円増加し、1年内返済予定の長期借入金が866,236千円増加したことによるものです。

固定負債は、前連結会計年度末と比較して3,796千円減少し、710,118千円となりました。これは主に、長期借入金が68,204千円増加した一方で、社債が72,000千円減少したことによるものです。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末と比較して131,496千円増加し、1,931,700千円となりました。これは主に、株主資本が124,135千円増加し、新株予約権が5,467千円増加したことによるものです。

経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、8,099,031千円（前年同期比47.7%増）となりました。主力事業であるcowcamo（カウカモ）事業のサービス改善及び営業組織体制の強化、並びにマーケティング強化による集客数の増加などの施策に注力し、事業規模拡大を推進してまいりました。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は、4,555,629千円となりました。これは主に、自社企画商品における仕入取引によるものであります。この結果、売上総利益は3,543,401千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、3,268,888千円となりました。集客増加に向けたマーケティング強化に注力しつつも、生産性向上に取り組むことで、売上総利益販管費率を改善しました。この結果、営業利益は274,513千円となりました。

(経常利益)

当連結会計年度において営業外収益が5,442千円、営業外費用が80,208千円発生しております。この結果、経常利益は199,747千円となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度においては、特別利益を11,028千円計上しております。また、本社に係る移転関連費用や2025年9月12日発表「一部インターネット上の発信情報に関する調査結果のお知らせ」に関連する特別調査費用等などによる特別損失を49,663千円、法人税等合計を54,472千円計上しております。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は106,639千円となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおり、様々なリスク要因が当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があるものと認識しております。

そのため、当社グループは常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制の強化、優秀な人材の確保、市場のニーズにあったサービスの展開等により、当社グループの経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの運転資金需要のうち主なものには、cowcamo(カウカモ)事業における人件費、外注費、広告宣伝費等があります。必要資金の確保及び流動性リスクの未然防止または低減の観点から、市場環境や長短のバランスを勘案して、内部資金の活用及び借入により調達のほか、社債の発行等の調達手段を行い、資金調達手段の多様化を図っております。

5 【重要な契約等】

当社は、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約を締結いたしました。

契約に関する内容等は、以下のとおりであります。

1 金銭消費貸借契約（コミットメントライン契約）

(1) 契約締結日

2025年1月31日

(2) 金銭消費貸借契約の相手方の属性

都市銀行1行

(3) 金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

債務の期末残高	300,000千円
弁済期限	2026年1月30日
当該債務に付された担保の内容	無担保

(4) 財務上の特約の内容

格付機関における格付について、短期格付A - 2又は長期格付BB + 以下に格下げとなった場合（なお、短期格付を複数取得している場合には、そのいずれもが上記の条件以下に格下げとなった場合。また長期格付を複数取得している場合も同様とする。）

いずれかの事業年度の決算期又は中間決算期の末日における連結の貸借対照表に示される純資産の部の金額について、2023年7月期の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の70%の金額未満となった場合。

いずれかの事業年度の決算期に係る連結の損益計算書に示される経常損益の金額について、2期連続して経常損失を計上した場合。

合併、事業譲渡又はその他の事情により業務内容又は資本構成に大幅な変更が生じるような場合。

2 金銭消費貸借契約

(1) 契約締結日

2024年12月27日

(2) 金銭消費貸借契約の相手方の属性

政府系金融機関1行

(3) 金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

債務の期末残高	300,000千円
弁済期限	2029年11月30日
当該債務に付された担保の内容	無担保

(4) 財務上の特約の内容

各事業年度の末日における貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比で70%以上に維持すること

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は28,104千円であります。
全社共通として、主に本社オフィスの内装工事等への設備投資28,104千円を実施しました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年7月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	構築物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都 渋谷区)	cowcamo(カウカモ) 事業、全社	本社設備等	57,934	-	18,871	-	76,805	215(60)

- (注) 1. 上記の他、他の者から建物の一部を賃借しており、年間賃借料は199,954千円であります。
2. 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であり、従業員数欄の()は、臨時雇用者数(契約社員、アルバイトを含む。)を外書しております。
3. 当社に現在休止中の主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,186,100
A種種類株式	700
計	35,186,800

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年10月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,715,200	11,735,400	東京証券取引所 (グロース)	単元株式数は100株であります。
A種種類株式	700	700	非上場	単元株式数は1株であります。(注)2.
計	11,715,900	11,736,100	—	—

(注) 1. 提出日現在発行数には、2025年10月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2. A種種類株式の内容は以下の通りであり、特に定めがない点については普通株式と同一の内容です。

1. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。）に対し、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種優先配当金の金額

(a) A種優先配当金の額は、1,000,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、年率1.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2023年7月末日に終了する事業年度に属する場合は、A種種類株式について最初の払込みがなされた日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当（下記(4)に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。また、下記(b)に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、本(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(b) 上記(a)にかかわらず、当該配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時

点までの間に当社がA種種類株式を取得した場合は、当該配当基準日を基準日として行うA種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのA種種類株式（当社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのA種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、上記(2)(b)に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、上記(2)(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)(a)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年利1.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。A種種類株式1株当たりにつき本(4)に従い累積した金額（以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記9.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)(a)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。）。

3. 議決権

(1) A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(2) 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

4. 金銭対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、以下に掲げる事由が発生した場合、当該各事由に定める日（当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日）を取得請求日（括弧内は必要な事前通知の日数とする。）として、当社に対

して、金銭を対価としてその有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」といい、取得請求日を、以下「金銭対価取得請求日」という。）ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求日に、A種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数のA種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式は各A種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

(a) 2027年8月1日が到来した場合

A種種類株主が金銭対価取得請求日として定める日（2週間）

(b) 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）（以下「組織再編行為」という。）に係る議案がすべての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合

当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日（2週間）

(c) 当社の普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合

A種種類株主が金銭対価取得請求日として定める日（10営業日）

「上場廃止事由等」とは、以下の事由をいう。

当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がA種種類株式の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

(d) 特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の所有者（同法第27条の23第3項に基づき所有者に含まれる者を含む。）及びその共同所有者（同法第27条の23第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合（以下「支配権変動事由」という。）

A種種類株主が金銭対価取得請求日として定める日（30日以上60日以内）

(e) 当社が事業の全部又は重要な一部を休止若しくは廃止し又は譲渡若しくは会社分割することを決定した場合

A種種類株主が金銭対価取得請求日として定める日（0日）

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

上記(1)(a)、(c)又は(e)の場合、A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、金銭対価取得請求日における(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額（以下本項において「原則取得価額」という。）をいう。上記(1)(b)又は(d)の場合、A種種類株式の取得価額は、参照パリティ（以下に定義する。）が100%を超えるときは、原則取得価額に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となるときは、原則取得価額とする。なお、本4.の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

「参照パリティ」とは、上記(1)(b)の組織再編行為の場合は以下に定めるところにより決定された値とし、上記(1)(d)の支配権変動事由の場合はこれに準じて算定するものとする。

(i) 当該組織再編行為に関して当社の普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時時点で有効な下記5.(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

(ii) (i)以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交

付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日（東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社の普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。以下同じ。）に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において下記5.(4)に記載の取得価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社の普通株式の普通取引の終値の平均値は、下記5.(4)に記載の取得価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

(3) 金銭対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
証券代行部

(4) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が上記(3)に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する。普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初1,200円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} \text{調整後} &= \text{調整前} \times \left[\frac{\left(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式数} \right) + \frac{\text{新たに発行する普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\left(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}} \right] \\ \text{取得価額} &= \text{取得価額} \end{aligned}$$

なお、取得価額調整式における「発行済普通株式数」とは、発行済みの取得請求権付株式、取得条項付株式及び新株予約権（当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行された普通株式を目的とする新株予約権を除く。）の全てについて、当該時点において、当社の普通株式に転換されたものと仮定した場合の当社の普通株式の総数をいう。

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての

場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本 において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本 に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 乃至 のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 本5. に定める取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される普通株式及び普通株式を目的とする新株予約権の発行については適用されないものとする。

(5) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
証券代行部

(6) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

6. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭対価取得条項

当社は、以下に掲げる事由が発生した場合、当該各事由に定める日（当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日）を取得日（括弧内は必要な事前通知の日数とする。）として、金銭を対価としてA種種類株式の全部（一部は不可）を取得することができる（但し、下記（b）の場合には取得するものとする。以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価償還の効力発生日に、A種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、A種種類株式の一部を取得する場合において、A種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

(a) 東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当該各取引日に適用のある上記5．(3)及び(4)に定める取得価額の130%以上であった場合

当社が定める行使日（当該行使日から60日前以降30日以上前。但し、当該事前通知は当該30連続取引日の末日から30日以内に行わなければならない。）

(b) 当社の普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社の普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイズアウト事由」という。）

当該スクイズアウト事由の効力発生日の前日（当該スクイズアウト事由発生日から14日以内）

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

上記(1)(a)の場合、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。上記(1)(b)の場合、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、上記4．(2)第二文に記載の場合に準ずる方式によって算出される金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6．の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2．(1)及び2．(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

7．譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

8．株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9．優先順位

(1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。

(2) A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。

(3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

10．当社の定款には、会社法第322条第2項に規定する定めはありません。

11．当社と割当予定先である株式会社丸井グループ（以下「丸井グループ」という。）は、2022年6月13日付で投資契約（以下「本投資契約」という。）を締結しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第11回新株予約権（2020年9月14日取締役会決議）

決議年月日	2020年9月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役7 当社監査役2 当社使用人41
新株予約権の数(個)	1,552 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 155,200 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,045 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 2023年11月1日 至 2028年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,283 資本組入額 642
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社の取締役会の決議による承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年9月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき3,700円で発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己新株の処分を行う場合は(新株引受権または新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使条件は下記の通りとする。

新株予約権者は、2023年7月期から2027年7月期のいずれかの事業年度における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書）に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

(a) 売上総利益が20億円を超過した場合 : 行使可能割合 20%

(b) 売上総利益が22.5億円を超過した場合 : 行使可能割合 60%

(c)売上総利益が25億円を超過した場合 : 行使可能割合 100%

なお、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書の数値を直接参照することが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第12回新株予約権（2020年9月14日取締役会決議）

決議年月日	2020年9月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人132
新株予約権の数(個)	326(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 32,600(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	666 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2022年11月1日 至 2026年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 958.25 資本組入額 479
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社の取締役会の決議による承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年9月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己新株の処分を行う場合は(新株引受権または新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は下記の通りとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。

本新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。算出される行使可能な本新株予約権の個数に1個未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。ただし、当社取締役会の決議に基づき、(a)乃至(d)の行使条件を変更できるものとする。

(a) 行使期間の初日(以下、「開始日」という)から1年間

本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の25%

- (b) 開始日から1年間を経過した日から1年間

本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の50%

- (c) 開始日から2年間を経過した日から1年間

本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の75%

- (d) 開始日から3年間を経過した日から行使期間の満了日まで

本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の100%

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記3. に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第13回新株予約権（2020年9月14日取締役会決議）

決議年月日	2020年9月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人99
新株予約権の数(個)	155[148](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 15,500[14,800](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1円 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年11月1日 至 2030年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 666 資本組入額 333
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社の取締役会の決議による承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年9月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使条件は下記の通りとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。

本新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。算出される行使可能な本新株予約権の個数に1個未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。ただし、当社取締役会の決議に基づき、以下(a)乃至(c)の行使条件は変更できるものとする。

(a) 行使期間の初日(以下、「開始日」という)から1年間

本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の40%

(b) 開始日から1年間を経過した日から1年間

本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の70%

(c) 開始日から2年間を経過した日から行使期間の満了日まで

本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の100%

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができないものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。た

だし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記１．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記２．で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記４．に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記３．に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記３．に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第14回新株予約権（2021年10月18日取締役会決議）

決議年月日	2021年10月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員14 社外協力者 1
新株予約権の数(個)	418 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式41,800 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,036 (注) 3
新株予約権の行使期間	自2024年11月 1 日 至2028年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,775 資本組入額 888
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社の取締役会の決議による承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年9月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき600円で発行しております。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己新株の処分を行う場合は(新株引受権または新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使条件は下記の通りとする。

新株予約権者は2024年7月期乃至2026年7月期のいずれかの事業年度における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書）に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合の計算において、1 個未満の端数が生じた場合には、1 個未満の端数については切り下げるものとする。

(a) 売上総利益が25.2億円を超過した場合：行使可能割合50%

(b) 売上総利益が28億円を超過した場合：行使可能割合100%

また、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす

企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと取締役会が判定した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役もしくは社外協力者の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。また、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第15回新株予約権（2022年9月12日取締役会決議）

決議年月日	2022年9月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役職員14
新株予約権の数(個)	271 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式27,100 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	891 (注) 3
新株予約権の行使期間	自2025年11月1日 至2029年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,423 資本組入額 711
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社の取締役会の決議による承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年9月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき455円で発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己新株の処分を行う場合は(新株引受権または新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使条件は下記の通りとする。

新株予約権者は2025年7月期乃至2027年7月期のいずれかの事業年度における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書）に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合の計算において、1個未満の端数が生じた場合には、1個未満の端数については切り下げるものとする。

(a) 売上総利益が33億円を超過した場合：行使可能割合50%

(b) 売上総利益が37億円を超過した場合：行使可能割合100%

また、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす

企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと取締役会が判定した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役もしくは社外協力者の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。また、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第16回新株予約権（2023年9月14日取締役会決議）

決議年月日	2023年9月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役7 当社従業員17
新株予約権の数(個)	544 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式54,400 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,300(注) 3
新株予約権の行使期間	自2026年11月1日 至2030年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,675 資本組入額 838
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社の取締役会の決議による承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年9月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき663円で発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は当社普通株式100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己新株の処分を行う場合は(新株引受権または新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使条件は下記の通りとする。

新株予約権者は2026年7月期乃至2028年7月期のいずれかの事業年度における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書）に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合の計算において、1個未満の端数が生じた場合には、1個未満の端数については切り下げるものとする。

(a) 売上総利益が45億円を超過した場合：行使可能割合50%

(b) 売上総利益が50億円を超過した場合：行使可能割合100%

また、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす

企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと取締役会が判定した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。また、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第17回新株予約権（2023年9月14日取締役会決議）

決議年月日	2023年9月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役5
新株予約権の数(個)	79 [54](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式7,900[5,400] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自2024年8月1日 至2030年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 805 資本組入額 403
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社の取締役会の決議による承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年9月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は当社普通株式100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使条件は下記の通りとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができないものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権を行行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記２．に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記２．に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第18回新株予約権（2023年9月14日取締役会決議）

決議年月日	2023年9月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員18
新株予約権の数(個)	13(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式1,300 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自2024年5月1日 至2030年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 805 資本組入額 403
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社の取締役会の決議による承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2025年9月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は当社普通株式100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使条件は下記の通りとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができないものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記２．に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記２．に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第19回新株予約権（2024年10月15日取締役会決議）

決議年月日	2024年10月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員20
新株予約権の数(個)	749 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式74,900 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	854 (注) 3
新株予約権の行使期間	自2027年11月 1 日 至2031年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,276 資本組入額 638
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社の取締役会の決議による承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年9月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき522円で発行しております。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は当社普通株式100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己新株の処分を行う場合は(新株引受権または新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使条件は下記の通りとする。

新株予約権者は2025年7月期から2027年7月期（別途当社取締役会において2028年7月期と定めた場合には2028年7月期）までのいずれかの事業年度における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書）に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合の計算において、1 個未満の端数が生じた場合には、1 個未満の端数については切り下げるものとする。

(a) 売上総利益が50億円を超過した場合：行使可能割合50%

(b) 売上総利益が55億円を超過した場合：行使可能割合100%

また、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす

企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと取締役会が判定した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。また、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第20回新株予約権（2024年10月15日取締役会決議）

決議年月日	2024年10月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員23
新株予約権の数(個)	227[57] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式22,700[5,700] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自2025年 8 月 1 日 至2031年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 808 資本組入額 404
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社の取締役会の決議による承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年9月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は当社普通株式100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使条件は下記の通りとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。また、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記２．に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記２．に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第21回新株予約権（2025年10月29日取締役会決議）

決議年月日	2025年10月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5
新株予約権の数(個)	320(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式32,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自2026年 8 月 1 日 至2032年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 未定 資本組入額 未定
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社の取締役会の決議による承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

新株予約権の決議時(2025年10月29日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は当社普通株式100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使条件は下記の通りとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。また、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1株当たりの金額を 1 円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記２．に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記２．に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年8月1日～ 2020年11月30日 (注)1	普通株式 70,000	普通株式 9,869,700	8,940	619,123	8,940	875,398
2020年12月1日 (注)2	—	普通株式 9,869,700	601,848	17,275	858,123	17,275
2021年2月26日 (注)3	普通株式 257,200	普通株式 10,126,900	13,357	30,632	13,357	30,632
2021年8月16日 (注)4	普通株式 1,250,000	普通株式 11,376,900	500,000	530,632	500,000	530,632
2021年11月25日 (注)5	普通株式 13,700	普通株式 11,390,600	1,880	532,512	1,880	532,512
2021年11月30日 (注)6	—	普通株式 11,390,600	520,632	11,880	520,632	11,800
2022年2月1日～ 2022年7月31日 (注)7	普通株式 61,000	普通株式 11,451,600	2,434	14,314	2,434	14,314
2022年8月25日 (注)8	普通株式 2,400	普通株式 11,454,000	80	14,395	80	14,395
2022年11月15日 (注)9	A種類株式 700	普通株式 11,454,000 A種類株式 700	350,000	364,395	350,000	364,395
2022年11月15日 (注)10	—	普通株式 11,454,000 A種類株式 700	350,000	14,395	350,000	14,395
2022年11月1日～ 2023年7月31日 (注)11	普通株式 115,500	普通株式 11,569,500 A種類株式 700	17,240	31,635	17,240	31,635
2023年11月1日～ 2024年7月31日 (注)12	普通株式 116,100	普通株式 11,685,600 A種類株式 700	28,504	60,139	28,504	60,139
2024年8月1日～ 2024年11月30日 (注)13	普通株式 20,400	普通株式 11,706,000 A種類株式 700	8,241	68,380	8,241	68,380
2024年11月30日 (注)14	-	普通株式 11,706,000 A種類株式 700	57,689	10,691	57,689	10,691
2025年2月1日～ 2025年7月31日 (注)15	普通株式 9,200	普通株式 11,715,200 A種類株式 700	4,007	14,698	4,007	14,698

- (注) 1. 新株予約権の行使により、発行済株式総数が70,000株増加、資本金及び資本準備金がそれぞれ8,940千円増加しております。
2. 資本金及び資本準備金の減少は減資によるものであります。
3. 新株予約権の行使により、発行済株式総数が257,200株増加、資本金及び資本準備金がそれぞれ13,357千円増加しております。
4. 有償第三者割当 割当先 佐護勝紀、株式会社ワングローブキャピタル
発行価格800円、資本組入額400円
5. 新株予約権の行使により、発行済株式総数が13,700株増加、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,880千円増加しております。
6. 2021年10月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、2021年11月30日付で無償減資の効力が発生し、資本金及び資本準備金がそれぞれ520,632千円減少（減資割合97.8%）しております。
7. 新株予約権の行使により、発行済株式総数が61,000株増加、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,434千円増加しております。
8. 新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,400株増加、資本金及び資本準備金がそれぞれ80千円増加しております。
9. 有償第三者割当 割当先 株式会社丸井グループ
発行価格 1,000,000円 資本組入額 500,000円
10. 2022年11月15日の新株式発行と同時に、会社法第447条第1項及び3項並びに第448条第1項及び3項の規定

に基づき、資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ350,000千円減少（減資割合96.0％）し、その他資本剰余金へ振り替えております。

11. 新株予約権の行使により、発行済株式総数が115,500株増加、資本金及び資本準備金がそれぞれ17,240千円増加しております。
12. 新株予約権の行使により、発行済株式総数が116,100株増加、資本金及び資本準備金がそれぞれ28,504千円増加しております。
13. 新株予約権の行使により、発行済株式総数が20,400株増加、資本金及び資本準備金がそれぞれ8,241千円増加しております。
14. 2024年10月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、2024年11月30日付で無償減資の効力が発生し、資本金及び資本準備金がそれぞれ57,689千円減少（減資割合84.4％）しております。
15. 新株予約権の行使により、発行済株式総数が9,200株増加、資本金及び資本準備金がそれぞれ4,007千円増加しております。
16. 2025年8月25日に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が20,200株増加、資本金及び資本準備金がそれぞれ8,107千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

1. 普通株式

2025年7月31日現在

2023年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	3	20	30	21	7	1,775	1,856	—
所有株式数(単元)	—	9,079	3,954	32,781	722	145	70,449	117,130	2,200
所有株式数の割合(%)	—	7.75	3.38	27.99	0.62	0.12	60.15	100.00	—

(注) 自己株式335,709株は、「個人その他」に3,357単元、「単元未満株式の状況」に9株含まれております。

2. A種種類株式

2025年7月31日現在

2023年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	700	—	—	—	700	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

2025年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
村上 浩輝	東京都世田谷区	2,182,000	19.17
株式会社エイチ	東京都渋谷区恵比寿南三丁目7番2号	1,167,500	10.26
株式会社ワングローブキャピタル	東京都品川区西五反田一丁目11番1号	901,500	7.92
合同会社エム	東京都渋谷区恵比寿南三丁目7番2号	885,000	7.78
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	867,800	7.63
中村 真広	神奈川県相模原市緑区	806,500	7.09
竹内 真	東京都港区	478,800	4.21
イーストベンチャーズ投資事業 有限責任組合	東京都港区六本木四丁目2番45号	350,000	3.08
佐護 勝紀	東京都港区	250,000	2.20
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	187,685	1.65
計	—	8,076,785	70.97

- (注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式335,709株があります。
2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
株式会社日本カストディ銀行867,800株

所有議決権数別

2025年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 数に対する 所有議決権数 の割合(%)
村上 浩輝	東京都世田谷区	21,820	19.18
株式会社エイチ	東京都渋谷区恵比寿南三丁目7番2号	11,675	10.26
株式会社ワングローブキャピタル	東京都品川区西五反田一丁目11番1号	9,015	7.92
合同会社エム	東京都渋谷区恵比寿南三丁目7番2号	8,850	7.78
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	8,678	7.63
中村 真広	神奈川県相模原市緑区	8,065	7.09
竹内 真	東京都港区	4,788	4.21
イーストベンチャー投資事業有 限責任組合	東京都港区六本木四丁目2番45号	3,500	3.08
佐護 勝紀	東京都港区	2,500	2.20
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,876	1.65
計	—	80,767	70.99

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種種類株式 700	—	A種種類株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式(注)」に記載のとおりです。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 335,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,377,300	113,773	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,200	—	1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	11,715,900	—	—
総株主の議決権	—	113,773	—

(注) 単元未満株式は、当社所有の自己株式9株が含まれております。

【自己株式等】

2025年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ツクルバ	東京都渋谷区恵比寿四丁目 3番14号 恵比寿SSビル	335,700	-	335,700	2.87
計	—	335,700	-	335,700	2.87

(注) 上記自己保有株式は、単元未満株式9株は含まれておりません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	普通株式 335,709	—	普通株式 335,709	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年10月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

(1) 配当の基本的な方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大の為の内部留保の充実を図ることが優先課題であると考えており、創業以来普通株式への配当を行っておりません。現在は成長過程にあると考えていることから、経営基盤の安定化を図るために内部留保を充実させ、事業拡大、事業効率化のために投資を行い、企業価値向上を図ることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

なお、2022年11月15日を払込期日とする第三者割当の方法により発行したA種種類株式につきましては、発行時に定められた発行要項に基づき、所定の金額の配当を実施いたします。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当金
2025年9月12日 取締役会決議	A種種類株式	7,000千円	10,000円

(2) 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針

当社は、内部留保の充実を図ることが優先課題であると考えているため、現時点において普通株式への配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

(3) 配当の決定機関

配当の決定機関について、中間配当は取締役会であり、期末配当は株主総会であります。

(4) 第14期事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の用途

当社は、上記(1)の方針に従い、創業以来普通株式への配当を行っておらず、第14期事業年度においても剰余金の配当は実施しておりません。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

(5) 中間配当について

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当ができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

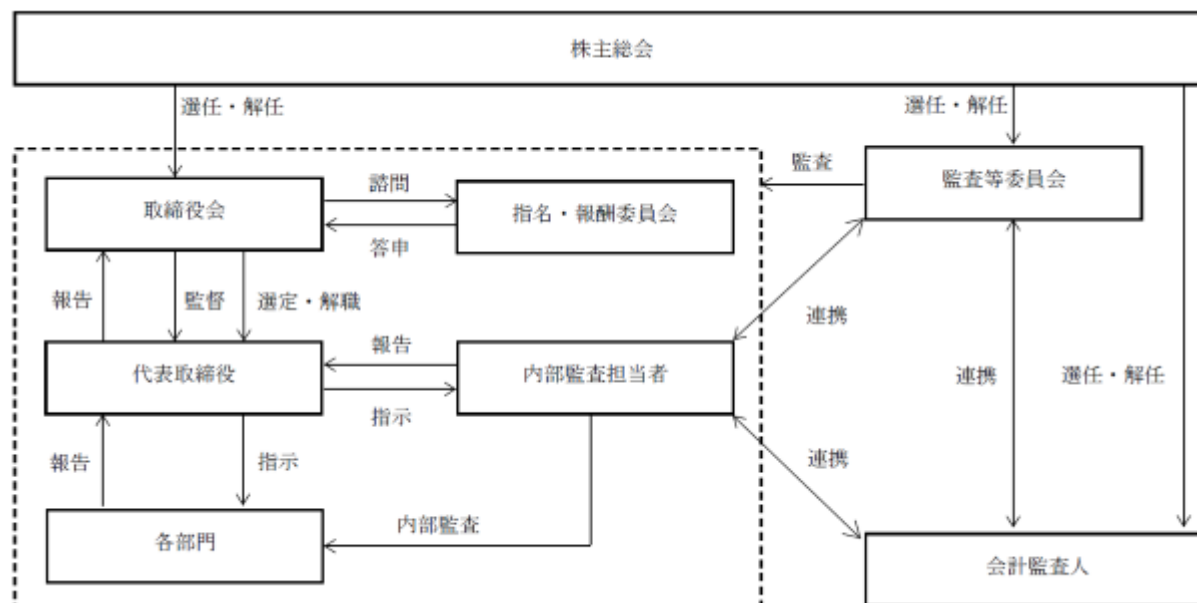
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業理念である「住まいの「もつ」を自由に。「かえる」を何度でも。」を経営における普遍的な考え方と定め、企業活動を行う上での拠りどころと位置付けております。企業活動を通じて企業理念を実現するために、経営の効率性及び健全性を高め、透明性の高い経営体制を構築することが必要であるとの観点から、コーポレート・ガバナンスの強化を企業経営の最重要課題と位置付けております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査等委員会設置会社であります。

取締役会

当社の取締役会は、取締役 8 名(うち社外取締役 5 名)で構成され、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、法令及び定款の定めにより、経営上の重要な意思決定を行うとともに、業務執行状況の監督を行っております。各役員の氏名等については、「(2) 役員の状況 役員一覧」をご参照ください。

最新事業年度においては、法令に基づくコーポレート・ガバナンス事項、業績の進捗状況報告等について議論いたしました。

役職名	氏名	出席回数
代表取締役CEO	村上浩輝	100% (18回 / 18回)
取締役CRO	野村駿太郎	100% (6 回 / 6 回)
取締役CSO	北原寛司	100% (18回 / 18回)
社外取締役、取締役	竹内真	社外取締役 100% (3 回 / 3 回) 取締役 100% (6 回 / 6 回)
社外取締役	福島良典	100% (18回 / 18回)
監査等委員である社外取締役	西浦千栄子	100% (18回 / 18回)
監査等委員である社外取締役	小林賢治	100% (18回 / 18回)
監査等委員である社外取締役	石本忠次	100% (18回 / 18回)

監査等委員会

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員である取締役 1 名、非常勤監査等委員である取締役 2 名(うち社外監査等委員である取締役 3 名)で構成され、毎月開催される定時監査等委員会に加え、必要に応じて臨時監査

等委員会を開催いたします。監査等委員会においては、各監査等委員である取締役は監査計画に定められた内容に従って監査を実施し、監査等委員会において監査等委員である取締役相互の情報共有を行います。各監査等委員である取締役の氏名等については、「(2) 役員の状況 役員一覧」をご参照ください。

指名・報酬委員会

当社は、取締役の指名、報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的とし、2025年2月より取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、取締役会が選定する3名以上で構成し、独立社外取締役が過半数を占めています。

委員長：社外取締役 小林賢治

委員：社外取締役 福島良典、代表取締役 野村駿太郎

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役等の選任及び解任に関する事項、代表取締役の選定及び解職に関する事項、取締役等の報酬に関する事項、その他取締役等の指名・報酬に関する重要事項で取締役会が必要と認めた事項について審議し、取締役会に対して答申しております。なお、当事業年度においては指名・報酬委員会を計6回開催しております。

b. 企業統治の体制及び採用理由

当社は会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。

また日常的に業務を監視する内部監査担当者を設置しており、これら各機関の相互連携により、経営の健全性、効率性及び透明性が確保でき、適切な経営を図る体制を構築しております。

c. 内部統制システムの整備状況

当社は、企業経営の透明性及び公平性を担保するための体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに、業務上必要な法令等についてはコンプライアンスリスクとして認識し、取締役及び使用人へ必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- (2) 「内部通報規程」に基づき、外部の顧問弁護士等を通報窓口とする内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- (3) 監査等委員である取締役は「監査等委員会監査基準」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう代表取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。
- (4) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査等委員である取締役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
- (2) またデータ化された機密情報については、「情報管理規程」及び「個人情報保護規程」に従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社はコーポレートリスクの適切な把握及び啓蒙を目的として「リスク管理規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
- (2) 取締役会は、必要に応じて、リスク管理体制について見直しを行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は毎月1回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

- (2) 当社は「職務権限規程」及び「職務分掌規程」に基づき担当取締役及び各部門長への権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。
- 5．当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
- 子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、承認事項、協議事項報告事項を明確にし、その執行状況をモニタリングする。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、「リスク管理規程」に基づき適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 子会社は、職務執行に関する権限及び責任について、「職務権限規程」、「職務分掌規程」その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。
- 当社は、子会社の業務運営状況について内部監査を実施し、子会社と協議のうえ、必要に応じて改善を図る。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社は「コンプライアンス規程」を策定し、子会社のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- 当社の内部監査担当者は、子会社の役職員の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から内部監査を実施する。
- 6．監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人への指示の実効性確保に関する事項
- (1) 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員である取締役と協議の上、必要に応じて監査等委員である取締役の職務を補助する使用人を配置する。
- (2) 当該補助使用人に対する監査等委員である取締役からの指示については、取締役及び所属部門長からの指揮命令を受けないこととする。
- (3) 当該補助使用人の人事異動、考課及び懲戒処分については監査等委員である取締役の同意を得るものとする。
- 7．取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制及び監査等委員である取締役への報告に関する体制
- (1) 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、または、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査等委員である取締役に遅滞なく報告する。
- (2) 取締役及び監査等委員である取締役は、定期・不定期を問わず、コンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査等委員である取締役間の意思疎通を図るものとする。
- (3) 監査等委員である取締役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録及び稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- (4) 取締役及び使用人は、監査等委員である取締役に對して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員である取締役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (5) 監査等委員である取締役は内部通報窓口である部門の長及び顧問弁護士との情報交換を必要に応じて行い、重大なコンプライアンス上の懸念がある事象については、詳細な確認を行う。
- (6) 監査等委員である取締役に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。
- 8．子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員である取締役に報告をするための体制
- (1) 子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、当社の監査等委員である取締

役から報告を求められた事項について速やかに当社の監査等委員である取締役へ報告する。

- (2) 子会社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実またはそのおそれのある事実を把握した場合は、直ちに当社の子会社担当者に報告し、当社の子会社担当者は速やかに当社の監査等委員である取締役にその内容を報告する。
 - (3) 子会社は、法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入し、子会社における法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、当社の監査等委員である取締役への適切な報告体制を確保する。
9. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査等委員である取締役監査に必要な費用については、毎期の予算策定時に監査等委員である取締役より管理部門に見込みを提示する。会社は、当該費用については会社運営上必要な経費として支給する。
 - (2) 当該予算を超過する費用については、事前に監査等委員である取締役よりコーポレート部門宛に請求理由とともに申請し、必要な手続きを経た上で支給する。
 - (3) なお上記の支給方法は前払い・後払いのいずれの方法も可能とする。
10. その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役は、監査等委員である取締役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
 - (2) 監査等委員である取締役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。
12. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- (1) 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力排除に関する規程」に定め、全ての取締役及び監査等委員である取締役並びに使用人に周知徹底する。
 - (2) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

d. リスク管理体制の整備状況

当社は、持続的な成長を確保するために「リスク管理規程」を定めております。コーポレート本部が主管部署となり、各部門と継続的に情報共有を行うことで、リスクの早期発見及び顕在化防止に努め、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。また、法令順守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を定め、高い倫理観と社会規範の遵守の浸透、啓蒙を行っております。取締役会は、必要に応じて、リスク管理体制について見直しを行っております。

なお、当社は、法令違反や不正行為等のコンプライアンス違反の発生またはその恐れのある状況に適切に対応するため「内部通報規程」を定めております。社内の通報窓口をコーポレート本部長及び常勤監査等委員である取締役、社外の通報窓口を顧問弁護士としており、不祥事の未然防止及び早期発見に努めております。

責任限定契約の内容

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。以下「非業務執行取締役」という。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

役員等賠償責任保険契約の内容

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当

該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとしております。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。なお、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役であった者についても責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

定款で定めた取締役の員数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨、定款に定めております。

取締役の選任決議

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨、定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨、定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

種類株式の発行

当社は、種類株式発行会社であります。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であります。A種種類株式を所有するA種種類株主は、株主総会において議決権を有しておりません。これは、A種種類株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものであります。なお、その他A種種類株式の詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」の記載をご参照ください。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名(役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役CEO	野村駿太郎	1985年10月5日	2009年4月 株式会社コスモスイニシア入社 2023年7月 当社入社 2023年8月 株式会社ツクルバボックス代表取締役(現任) 2024年2月 当社執行役員 2024年8月 当社上級執行役員 2025年2月 当社上級執行役員CRO 2025年5月 当社取締役 上級執行役員CRO 2025年9月 当社代表取締役CEO(現任)	(注)3	普通株式 10,200株 A種種類株式 -株
取締役CSO	北原寛司	1983年12月19日	2011年12月 株式会社コーポレートディレクション入社 2012年9月 デロイトトーマツコンサルティング合同会社入社 2016年11月 当社入社 2018年5月 当社取締役COO兼経営企画室長 2020年2月 当社取締役COO 2023年7月 当社取締役CSO(現任)	(注)3	普通株式 172,200株 A種種類株式 -株
取締役	竹内真	1978年7月5日	2001年4月 富士ソフトABC株式会社(現富士ソフト株式会社)入社 2007年3月 フリーランスとして独立 2013年1月 株式会社bizリーチ取締役 2019年9月 一般社団法人日本CTO協会理事 2020年2月 ビジョナル株式会社取締役CTO 2021年10月 当社社外取締役 2025年3月 株式会社メドレー取締役(現任) 2025年3月 トグルホールディングス株式会社社外取締役(現任) 2025年5月 当社取締役(現任)	(注)3	普通株式 503,200株 A種種類株式 -株
社外取締役	小林賢治 (注)1	1978年5月11日	2005年4月 株式会社コーポレートディレクション入社 2009年4月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2011年6月 同社取締役 2015年6月 同社執行役員 2017年7月 シニフィアン株式会社代表取締役(現任) 2020年10月 ラクスル株式会社社外取締役(現任) 2023年10月 当社社外取締役(監査等委員) 2024年7月 株式会社gumi社外取締役(監査等委員)(現任) 2025年10月 当社社外取締役(現任)	(注)3	普通株式 -株 A種種類株式 -株
社外取締役	福島良典 (注)1	1988年2月15日	2012年11月 株式会社Gunosy創業、同社代表取締役 2013年11月 株式会社Gunosy代表取締役最高責任者 2018年12月 株式会社LayerX代表取締役CEO(現任) 2019年10月 当社社外取締役(現任) 2023年10月 株式会社progmatt非常勤取締役(現任)	(注)3	普通株式 72,600株 A種種類株式 -株
社外取締役 常勤監査等委員	西浦千栄子 (注)1,2	1984年3月1日	2006年12月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2009年12月 公認会計士登録 2014年9月 西浦公認会計士事務所開設(現任) 2016年6月 S&Nパートナーズ法律事務所顧問(現任) 2023年6月 株式会社NSD社外監査役(現任) 2023年10月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2023年11月 株式会社ツクルバボックス監査役(現任)	(注)4	普通株式 700株 A種種類株式 -株

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
社外取締役 監査等委員	石本忠次 (注) 1, 2	1973年10月 9 日	1997年 8 月 2000年 4 月 2002年10月 2002年10月 2016年 6 月 2020年 2 月 2021年10月 2023年10月	K P M G ビートマーウィック株式 会社(現K P M G 税理士法人)入社 税理士登録 メンターキャピタル税務事務所(現 メンターキャピタル税理士法人) 代表社員(現任) 株式会社メンターキャピタルFAS (現株式会社メンターキャピタル ホールディングス)代表取締役 (現任) ユナイテッド株式会社社外取締役 (現任) ビジョナル株式会社社外取締役 (監査等委員)(現任) 株式会社アイモバイル社外取締役 (監査等委員)(現任) 当社社外取締役(監査等委員) (現任)	(注) 4	普通株式 2,100 株 A種種類株式 -株
社外取締役 監査等委員	木村勇人 (注) 1, 2	1986年12月16日	2012年12月 2013年 1 月 2014年 5 月 2019年 2 月 2022年 8 月 2025年 1 月 2025年 5 月 2025年10月	弁護士登録 渥美坂井法律事務所・外国法共同 事業入所 三菱UFJモルガン・スタンレー証 券株式会社へ在籍出向 三菱地所投資顧問株式会社へ在籍 出向 Smith, Gambrell & Russell, LLP へ在籍出向 渥美坂井法律事務所・外国法共同 事業シニアパートナー(現任) ニューヨーク州弁護士登録 当社社外取締役(監査等委員) (現任)	(注) 4	普通株式 - 株 A種種類株式 -株
計						普通株式 761,000 株 A種種類株式 -株

- (注) 1. 取締役小林賢治、福島良典、西浦千栄子、石本忠次、木村勇人は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 西浦千栄子 委員 石本忠次 委員 木村勇人
3. 取締役の任期は、2025年 7 月期に係る定時株主総会終結の時から、選任後 1 年以内に終了する事業年度のう
ち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役西浦千栄子、石本忠次、木村勇人の任期は、2025年 7 月期に係る定時株主総会終結
の時から、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであ
ります。
5. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第 3 項
に定める補欠監査等委員である取締役 1 名を選任しております。補欠監査等委員である取締役の略歴は次の
とおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
坂下尚弥	1984年 7 月18日	2008年 4 月 2013年 6 月 2015年10月 2017年11月 2018年 8 月 2022年 2 月 2022年 7 月	あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査 法人)入所 小谷野公認会計士事務所入所 坂下尚弥公認会計士事務所開設(現任) ユナイテッド・アセット・アドバイザー ズ株式会社代表取締役(現任) 株式会社サ行代表取締役(現任) 株式会社RECEPTIONIST社外監査役(現 任) 株式会社PRICINGDATA社外監査役(現 任)	普通株式 - 株 A種種類株式 -株

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、監査等委員である社外取締役は3名であります。

当社は、社外取締役の独立性に関する具体的基準又は方針を定めていないものの、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。当社は、全ての社外取締役を独立役員として指定しております。

社外取締役と当社との人的関係、資本的关系または取引関係およびその他の利害関係は以下の通りです。

社外取締役の小林賢治は、事業運営およびコーポレート・ガバナンス両面での豊富な経験を有し、幅広い成長ステージにおける経営判断やリスク管理に携わった実績を持つことから当社経営の推進及び強化を期待して、社外取締役として選任をしております。

社外取締役の小林賢治は、当社の新株予約権93個（新株予約権の目的となる株式の数9,300株）を保有しておりますが、これ以外に当社との間には、人的関係、資本的关系または取引関係およびその他の利害関係はありません。

社外取締役の福島良典は、エンジニアとしてコンピュータサイエンスや機械学習への深い見識を持ち、かつ、上場企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、今後の当社の経営に關して的確な助言及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して社外取締役として選任しております。

社外取締役の福島良典は、当社の新株予約権211個（新株予約権の目的となる株式の数21,100株）を保有しており、また当社株式72,600株を保有しております。また、福島良典が代表取締役を務める株式会社LayerXと当社との間には同社提供サービスに関する取引関係がありますが、当該取引価格はサービスの内容を勘案し合理的な価格であり、当社の意思決定に影響を与えるものではありません。これ以外に当社との間には、人的関係、資本的关系または取引関係およびその他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の西浦千栄子は、公認会計士として培われた豊富な経験と知識を有しており、経営管理に関する高い専門性と独立した立場からの適切な監査と助言を期待し、当社監査体制の一層の強化を図ることができると判断して監査等委員である取締役として選任をしております。

監査等委員である社外取締役の西浦千栄子は、当社の新株予約権30個（新株予約権の目的となる株式の数3,000株）を保有しており、また当社株式700株を保有しておりますが、これ以外に当社との間には、人的関係、資本的关系または取引関係およびその他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の石本忠次は、税理士としての豊富な知見を有しており、当該知見を活かした専門的な観点から企業経営及び当社の経営への助言や取締役の職務執行に対する監督等をいただくことなど、企業経営及び財務体質強化等への積極的な発言を期待し、監査の実効性を確保できるものと判断して監査等委員である社外取締役として選任しております。

監査等委員である社外取締役の石本忠次は、当社の新株予約権30個（新株予約権の目的となる株式の数3,000株）を保有しており、また当社株式2,100株を保有しておりますが、これ以外に当社との間には、人的関係、資本的关系または取引関係およびその他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の木村勇人は、弁護士としての資格及び豊富な実務経験と高度な専門知見を有しており、不動産をはじめとする幅広い企業法務分野に精通し、複雑化する事業環境における法的リスクの予防・低減や重要経営判断に対する適切な法的助言が可能であることから、当社においてもその専門性を活かし、コーポレートガバナンスの実効性向上ができると判断して、監査等委員である社外取締役として選任しております。

監査等委員である社外取締役の木村勇人は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業シニアパートナーであり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業と当社との間には法律相談等の法律事務に関する委任契約という取引関係がありますが、当該契約における報酬は委任事務の内容を勘案し合理的な報酬額であり、当社の意思決定に影響を与えるものではありません。これ以外に当社との間には、人的関係、資本的关系または取引関係およびその他の利害関係はありません。

社外取締役又は監査等委員である社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び監査等委員である社外取締役は、取締役会又は監査等委員会を通じて内部監査担当者及び会計

監査人との連携状況や監査結果について報告を受けると共に、必要に応じて、会計監査人及び内部監査担当者と連携を図り情報交換を行うことで、監査の効率性及び実効性が確保できる体制を確保しております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は3名の監査等委員である取締役（うち常勤監査等委員1名）で構成され、全て社外取締役であります。

監査等委員会は、様々な経営環境や社会環境のほか、過年度の監査結果を踏まえて、重点監査事項を設定のうえ、監査計画を策定しており、これに基づき監査を実施します。モニタリング機能としての監査の実効性及び監査効率を高めるため、会計監査人及び内部監査との定期的な情報交換により緊密な連携に努めております。監査等委員会では、法令、定款及び「監査等委員会規則」に基づき、取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、取締役の職務執行状況について、監査等委員会としての意見を協議・決定いたします。監査等委員会における主な検討事項として、監査計画及び監査方針の策定、内部監査計画の確認、会計監査人の報酬等に関する同意、監査報告書の作成等があります。

また、常勤監査等委員である取締役は経営会議等の重要会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況について監査を行います。なお、常勤監査等委員である取締役西浦千栄子は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査等委員会を15回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	監査等委員会出席状況	取締役会出席状況
監査等委員である社外取締役（社外）	西浦千栄子	15回/15回（100％）	18回/18回（100％）
監査等委員である社外取締役（社外）	小林賢治	15回/15回（100％）	18回/18回（100％）
監査等委員である社外取締役（社外）	石本忠次	15回/15回（100％）	18回/18回（100％）

内部監査

a. 内部監査の組織、人員及び手続

当社は、代表取締役CEO直轄の内部監査担当者が内部監査を実施しております。内部監査担当者は、当社の内部監査規程及び代表取締役CEOの承認を得た年次の内部監査計画に基づき、当社及び連結子会社の業務が社内規定等に従って行われているか、効率的な業務運営が行われているか及びコンプライアンスが遵守されているかなどについて、内部監査を行っております。内部監査担当者は、これらの結果について、代表取締役CEO及び取締役会並びに監査等委員会へ報告するとともに、監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認します。

b. 内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携

監査等委員会による効率的な監査の遂行に資するよう、内部監査報告書を都度監査等委員会に共有するほか、相互に情報交換を行う等緊密な連携を保持しております。また、内部監査担当者は、会計監査人との定期的な合・意見交換に加え、必要に応じて随時適切なコミュニケーションを図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

和泉監査法人

b. 継続監査期間

4年間

c. 業務を執行した公認会計士

公認会計士 松藤 悠

公認会計士 飯田 博士

公認会計士 秦 昌幸

d. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 1名

その他 2名

e. 監査法人の選定方針と理由

和泉監査法人は、その業務執行体制・品質管理体制等に鑑み、会計監査人に必要な専門性や独立性、必要とされる監査品質を確保できる体制を有していると判断したため、当社は和泉監査法人を会計監査人として選任しております。

なお、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、関連規定の遵守、監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準等を考慮し、総合的に判断しており、同法人による会計監査は、適正に行われていると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

提出会社

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	24,500	—	24,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	24,500	—	24,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の事業規模及び業務の特性、監査日数等を総合的に勘案した上で決定しております。監査報酬の額については、監査等委員会の同意を得ております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、適切かつ妥当であると考えたため、会計監査人の報酬等について同意することが相当であるとの判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の金銭的報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は定時株主総会において定められた報酬限度内において、個別の役員報酬の算定についての取締役報酬等の決定に関する方針を定めております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役報酬等の決定に関する方針に基づき、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の内容及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。監査等委員である取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議を経て決定しております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2023年10月27日であり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額につき年額200百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬限度額につき、年額50百万円以内と決議いただいております。

なお、当社の役員の報酬等については、2025年2月より設置された、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会（委員長は独立社外取締役）に諮問し、答申を受けております。

役員のストックオプション報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は定時株主総会において定められた報酬限度内において、個別の役員報酬の算定についての取締役報酬等の決定に関する方針を定めております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役報酬等の決定に関する方針に基づき、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の内容及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。監査等委員である取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議を経て決定しております。

当社の役員のストックオプションによる報酬支給に関する株主総会の決議年月日は2023年10月27日であり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額につき金銭報酬とは別枠で年額50百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬限度額につき、金銭報酬とは別枠で年額12.5百万円以内と決議いただいております。

なお、役員のストックオプション報酬等については、2025年2月より設置された、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会（委員長は独立社外取締役）に諮問し、答申を受けております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	50,830	41,550	—	—	9,280	4
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く。)	—	—	—	—	—	0
社外役員	18,711	13,950	—	—	4,761	5

(注) 1. 一部の取締役による2025年7月に実施の自主返納は、取締役報酬支給後の返納であるため上表の報酬額は自主返納前で記載しております。

2. 非金銭報酬として、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションを付与しております。上記「非金銭報酬等」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。但し、取締役（監査等委員である取締役を除く）のうち1名が、2025年7月25日付で自主放棄を行ったストック・オプションにかかる影響額は含まれていません。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在していないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、短期間の株式価値の変動又は配当による利益を享受することを目的として保有する株式を純投資株式とし、それ以外の目的で保有する株式を純投資目的以外の目的の株式としています。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

上場株式を保有していないため、省略しております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	4	12,589
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年8月1日から2025年7月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年8月1日から2025年7月31日まで)の財務諸表について、和泉監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、専門的な情報を有する団体等が主催する各種研修・セミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 7 月31日)	当連結会計年度 (2025年 7 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,917,882	1,867,530
売掛金及び契約資産	3 71,708	3 148,750
販売用不動産	2 969,405	2 1,642,413
仕掛販売用不動産	2 903,172	2 1,837,075
未成工事支出金	—	550
原材料及び貯蔵品	627	4,751
その他	104,623	301,540
貸倒引当金	—	372
流動資産合計	3,967,419	5,802,240
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1 56,435	1 57,934
工具、器具及び備品（純額）	1 18,947	1 18,895
建設仮勘定	—	12,606
有形固定資産合計	75,383	89,436
投資その他の資産		
投資有価証券	32,421	29,314
長期貸付金	—	30,404
繰延税金資産	31,517	72,124
その他	114,808	117,925
投資その他の資産合計	178,747	249,769
固定資産合計	254,130	339,206
資産合計	4,221,550	6,141,447

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 7 月31日)	当連結会計年度 (2025年 7 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	46,658	59,710
短期借入金	2 927,916	2 1,667,100
1年内償還予定の社債	140,000	72,000
1年内返済予定の長期借入金	2 340,068	2 1,206,304
未払法人税等	15,500	89,425
契約負債	17,340	23,014
その他	219,948	382,075
流動負債合計	1,707,432	3,499,629
固定負債		
社債	173,000	101,000
長期借入金	2 540,914	2 609,118
固定負債合計	713,914	710,118
負債合計	2,421,346	4,209,747
純資産の部		
株主資本		
資本金	60,139	14,698
資本剰余金	1,610,834	1,680,772
利益剰余金	57,064	156,703
自己株式	62,516	62,516
株主資本合計	1,665,521	1,789,657
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金	5,167	3,274
その他の包括利益累計額合計	5,167	3,274
新株予約権	139,848	145,316
純資産合計	1,800,203	1,931,700
負債純資産合計	4,221,550	6,141,447

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日)		当連結会計年度 (自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日)	
売上高	1	5,483,091	1	8,099,031
売上原価		2,658,910		4,555,629
売上総利益		2,824,180		3,543,401
販売費及び一般管理費	2	2,668,924	2	3,268,888
営業利益		155,256		274,513
営業外収益				
受取利息		45		1,243
受取配当金		2		2
助成金収入		1,700		550
受取手数料		1,794		1,057
役員報酬返納額		—		1,000
その他		832		1,588
営業外収益合計		4,374		5,442
営業外費用				
支払利息		22,019		47,868
社債利息		757		775
株式交付費		700		-
社債発行費		5,263		-
支払手数料		11,217		28,931
支払補償金		5,359		1,619
その他		225		1,012
営業外費用合計		45,542		80,208
経常利益		114,088		199,747
特別利益				
関係会社株式売却益	3	49,226		—
投資有価証券売却益	4	50,779		—
新株予約権戻入益		7,409		10,895
固定資産売却益	5	701	5	132
特別利益合計		108,117		11,028
特別損失				
移転関連費用		—	6	25,188
特別調査費用等		—	7	19,414
減損損失	8	20,472		—
投資有価証券評価損		2,010		5,000
固定資産売却損	9	72	9	60
特別損失合計		22,556		49,663
税金等調整前当期純利益		199,648		161,111
法人税、住民税及び事業税		15,508		95,080
法人税等調整額		31,517		40,607
法人税等合計		16,009		54,472
当期純利益		215,658		106,639
親会社株主に帰属する当期純利益		215,658		106,639

【連結包括利益計算書】

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)
当期純利益	215,658	106,639
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,523	1,893
その他の包括利益合計	2,523	1,893
包括利益	213,134	108,532
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	213,134	108,532

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	31,635	1,587,297	158,593	62,516	1,397,822
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	28,504	28,504			57,008
剰余金（その他資本剰余金）の配当		4,967			4,967
親会社株主に帰属する当期純利益			215,658		215,658
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	28,504	23,537	215,658	—	267,699
当期末残高	60,139	1,610,834	57,064	62,516	1,665,521

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	2,644	2,644	124,329	1,519,507
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				57,008
剰余金（その他資本剰余金）の配当				4,967
親会社株主に帰属する当期純利益				215,658
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,523	2,523	15,519	12,996
当期変動額合計	2,523	2,523	15,519	280,695
当期末残高	5,167	5,167	139,848	1,800,203

当連結会計年度(自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	60,139	1,610,834	57,064	62,516	1,665,521
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	12,248	12,248			24,496
剰余金の配当			7,000		7,000
減資	57,689	57,689			—
親会社株主に帰属する当期純利益			106,639		106,639
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	45,441	69,937	99,639	—	124,135
当期末残高	14,698	1,680,772	156,703	62,516	1,789,657

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,167	5,167	139,848	1,800,203
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				24,496
剰余金の配当				7,000
減資				—
親会社株主に帰属する当期純利益				106,639
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,893	1,893	5,467	7,360
当期変動額合計	1,893	1,893	5,467	131,496
当期末残高	3,274	3,274	145,316	1,931,700

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	199,648	161,111
減価償却費	28,545	22,095
株式報酬費用	37,473	35,170
貸倒引当金の増減額（ は減少）	—	372
受取利息及び受取配当金	48	1,245
助成金収入	1,700	550
支払利息	22,019	47,868
社債利息	757	775
支払手数料	11,217	28,931
株式交付費	700	—
社債発行費	5,263	—
関係会社株式売却益	49,226	—
投資有価証券売却益	50,779	—
新株予約権戻入益	7,409	10,895
固定資産売却損益（ は益）	628	72
移転関連費用	—	25,188
特別調査費用等	—	19,414
減損損失	20,472	—
投資有価証券評価損	2,010	5,000
売上債権の増減額（ は増加）	14,201	77,042
棚卸資産の増減額（ は増加）	983,691	1,619,740
仕入債務の増減額（ は減少）	34,614	13,051
未払金の増減額（ は減少）	2,870	121,881
未払消費税等の増減額（ は減少）	77,005	45,258
契約負債の増減額（ は減少）	10,767	5,673
その他	58,323	214,791
小計	872,392	1,392,542
利息及び配当金の受取額	48	1,070
利息の支払額	24,969	53,921
助成金の受取額	1,700	550
特別調査費用等の支払額	—	11,686
法人税等の支払額	4,937	21,155
営業活動によるキャッシュ・フロー	900,551	1,477,686
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	38,454	22,224
有形固定資産の売却による収入	766	132
投資有価証券の取得による支出	5,000	—
投資有価証券の売却による収入	53,534	—
関係会社株式の売却による収入	² 97,000	—
資産除去債務の履行による支出	3,070	—
敷金及び保証金の差入による支出	29,205	24,332
敷金及び保証金の回収による収入	5,499	600
貸付けによる支出	—	30,544
貸付金の回収による収入	—	140
その他	0	9
投資活動によるキャッシュ・フロー	81,070	76,238

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	854,916	739,184
長期借入れによる収入	450,600	2,041,100
長期借入金の返済による支出	413,303	1,106,660
社債の発行による収入	144,736	—
社債の償還による支出	108,250	140,000
ストックオプションの行使による収入	41,738	5,283
新株予約権の発行による収入	725	406
支払手数料の支払額	11,217	28,749
配当金の支払額	4,967	7,000
その他	700	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	954,278	1,503,564
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	134,797	50,361
現金及び現金同等物の期首残高	1,737,075	1,871,872
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 1,871,872	¹ 1,821,511

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

株式会社ツクルバボックス

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

a 販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

b 仕掛販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

c 未成工事支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

d 原材料

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～18年

工具、器具及び備品 3～15年

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費、社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

cowcamo（カウカモ）事業

主にリノベーション住宅のオンライン流通プラットフォームcowcamoの運営を通じて、中古・リノベーション住宅の仲介及び販売を行っております。中古・リノベーション住宅の仲介及び販売は、主に顧客との媒介契約又は不動産売買契約に基づきサービスの提供が完了した時点で履行義務は充足されるため、その一時点で収益認識しております。

また、中古住宅等のリノベーション工事も請け負っております。中古住宅等のリノベーション工事では顧客との工事請負契約に基づき、工事を完成させる義務を負っております。当該履行義務は、工事期間がごく短いため、工事完了時点で収益認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

１．販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売用不動産	969,405千円	1,642,413千円
仕掛販売用不動産	903,172千円	1,837,075千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算出方法

当社グループでは、棚卸資産の評価に関する会計基準に従い、販売用不動産及び仕掛販売用不動産に係る収益性の低下等による期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。

主要な仮定

正味売却価額の算出に用いた主要な仮定は販売価格であり、近隣の取引事例や直近の販売実績などを考慮し算出しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

市況の変化、事業の進捗や販売の状況に応じて、正味売却価額が帳簿価額を下回った場合には、追加で評価損を計上する可能性があります。

２．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	31,517千円	72,124千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に基づき、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲で認識しております。

主要な仮定

課税所得の見積りについては、将来の事業計画を基礎としており、主要な仮定は、売上計画の基礎となる将来の取引件数の増加及び手数料率の確保等になります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は翌連結会計年度の課税所得の見積りに依存するため、翌連結会計年度の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、その見積額の前提条件や仮定に変更が生じた場合には、繰延税金資産の取り崩しに伴う法人税等調整額の計上により、翌連結会計年度の損益及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年7月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま
す。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました原材料は、連結貸借対照表の明瞭性を
高めるため、当連結会計年度より「原材料及び貯蔵品」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映さ
せるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動資産」の「その他」に表示していた627千円は、
「原材料及び貯蔵品」として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年7月31日)	当連結会計年度 (2025年7月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	88,858千円	97,407千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年7月31日)	当連結会計年度 (2025年7月31日)
販売用不動産	400,976千円	1,260,455千円
仕掛販売用不動産	399,114 "	1,160,254 "
計	800,090千円	2,420,710千円

	前連結会計年度 (2024年7月31日)	当連結会計年度 (2025年7月31日)
短期借入金	400,900千円	1,217,100千円
1年内返済予定の長期借入金	184,672 "	909,896 "
長期借入金	89,140 "	120,008 "
計	674,712千円	2,247,004千円

3 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項
(収益認識関係) 3.(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)
給与手当	1,176,577千円	1,332,758千円
広告宣伝費	289,733 "	480,852 "

3 関係会社株式売却益の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)

2023年11月1日付で、不動産企画デザイン事業を会社分割(簡易新設分割)により新設会社(パ・アンド・コー株式会社)に承継させたうえで、その全株式を譲渡したことによるものであります。

当連結会計年度(自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)

該当事項はありません。

4 投資有価証券売却益の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)

当社が保有する投資有価証券のうち、国内非上場株式1銘柄を売却したことによるものであります。

当連結会計年度(自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)

該当事項はありません。

5 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)
工具、器具及び備品	701千円	132千円

6 移転関連費用

前連結会計年度(自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)

中目黒オフィスを本社ビルに移転するための費用等であります。

7 特別調査費用等

前連結会計年度(自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)

当連結会計年度に発覚しました当社役員に関するコンプライアンス上の疑義にかかる事案に関連する調査等対応費用として、外部専門家への報酬等を特別調査費用等として計上しております。

8 減損損失

前連結会計年度(自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)

当連結会計年度において、当社は次の資産グループについて減損損失を計上しました。

減損損失を認識した資産グループの概要

用途	場所	種類	金額(千円)
共用資産	東京都目黒区	建物	7,553
		工具、器具及び備品	1,038
		敷金	11,881

減損損失の認識に至った経緯

建物、工具、器具及び備品、敷金については、事業所の解約に関する意思決定を行ったため、減損損失を認識しております。

資産のグルーピングの方法

事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。また、本社等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

回収可能価額の算定方法

減損損失の測定において回収可能価額の算定に当たっては、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのため、使用価値は零と算定しております。

当連結会計年度(自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)

該当事項はありません。

9 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)
工具、器具及び備品	72千円	60千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)
その他有価証券評価差額金:		
当期発生額	2,523千円	1,893千円
組替調整額	— "	— "
法人税等及び税効果調整前	2,523 "	1,893 "
法人税等及び税効果額	— "	— "
その他有価証券評価差額金	2,523 "	1,893 "
その他の包括利益合計	2,523千円	1,893千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,569,500	116,100	—	11,685,600
A種種類株式(株)	700	—	—	700
合計	11,570,200	116,100	—	11,686,300

(変動事由の概要)

普通株式の株式数の増加は、新株予約権の行使による増加116,100株であります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	335,709	—	—	335,709
合計	335,709	—	—	335,709

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストックオプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	139,848
合計			—	—	—	—	139,848

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年9月14日 取締役会	A種種類 株式	その他 資本剰余金	4,967	7,095.90	2023年7月31日	2023年10月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年9月12日 取締役会	A種種類 株式	利益剰余金	7,000	10,000.00	2024年7月31日	2024年10月31日

当連結会計年度(自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,685,600	29,600	—	11,715,200
A種種類株式(株)	700	—	—	700
合計	11,686,300	29,600	—	11,715,900

(変動事由の概要)

普通株式の株式数の増加は、新株予約権の行使による増加29,600株であります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	335,709	—	—	335,709
合計	335,709	—	—	335,709

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストックオプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	145,316
合計			—	—	—	—	145,316

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年9月12日 取締役会	A種種類 株式	利益剰余金	7,000	10,000.00	2024年7月31日	2024年10月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年9月12日 取締役会	A種種類 株式	その他 資本剰余金	7,000	10,000.00	2025年7月31日	2025年10月31日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)
現金及び預金	1,917,882千円	1,867,530千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	46,009 "	46,018 "
現金及び現金同等物	1,871,872千円	1,821,511千円

- 2 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲渡にかかる資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)

当社の「不動産企画デザイン」事業を会社分割（簡易新設分割）により新設会社に承継させたくて、新設会社の株式の全てを当社の共同創業者である中村真広氏に譲渡いたしました。当該譲渡に伴う資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入は次の通りであります。

流動資産	56,746千円
固定資産	74,801 "
流動負債	43,984 "
固定負債	9,789 "
株式の売却益	49,226 "
株式の売却価額	127,000千円
現金及び現金同等物	30,000 "
差引：売却による収入	97,000千円

当連結会計年度(自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)

該当事項はありません。

- 3 重要な非資金取引の内容

前連結会計年度(自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

- 1 ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

- 2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2024年 7 月31日)	当連結会計年度 (2025年 7 月31日)
1 年内	188,719千円	189,456千円
1 年超	268,396 "	78,940 "
合計	457,115千円	268,396千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金繰計画に照らして、一時的な余資は流動性の高い金融商品で運用し、主に運転資金を銀行借入、社債により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、満期のある債券及び非上場株式であり、主に発行体の信用リスクを伴っております。

敷金及び保証金は、主にオフィスの不動産賃貸借契約に基づく敷金及び営業取引先への保証金であり、契約先及び取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及びその他の金銭債務（社債・借入金を除く）は、概ね1年以内の支払期日であります。社債・借入金は、主に運転資金と販売用不動産の取得に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、販売管理規程に従い、営業債権について、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、各営業担当者に入金状況を随時連絡しており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

市場リスクの管理

長期借入金の金利変動リスクについては、分割返済などによりその影響を緩和するとともに、財務を所管する部門が金利変動状況を管理しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務を所管する部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年 7月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	14,832	14,832	—
資産計	14,832	14,832	—
(1) 社債	173,000	172,393	606
(2) 長期借入金	540,914	533,232	7,681
負債計	713,914	705,626	8,287

(１) なお、重要性が乏しいと認められるものは含めておらず、また、現金は注記を省略しております。預金、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

(２) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(千円)
非上場株式	17,589

当連結会計年度(2025年 7月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	16,725	16,725	—
資産計	16,725	16,725	—
(1) 社債	101,000	100,852	147
(2) 長期借入金	609,118	600,956	8,161
負債計	710,118	701,808	8,309

(１) なお、重要性が乏しいと認められるものは含めておらず、また、現金は注記を省略しております。預金、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

(２) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	12,589

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,917,882	—	—	—
売掛金及び契約資産	71,708	—	—	—
投資有価証券				
其他有価証券のうち満期があるもの	—	—	20,000	—
合計	1,989,590	—	20,000	—

当連結会計年度(2025年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,867,530	—	—	—
売掛金及び契約資産	148,750	—	—	—
投資有価証券				
其他有価証券のうち満期があるもの	—	—	20,000	—
合計	2,016,281	—	20,000	—

(注2) 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	140,000	72,000	41,000	30,000	30,000	—
長期借入金	340,068	154,968	112,968	95,698	87,776	89,504
合計	480,068	226,968	153,968	125,698	117,776	89,504

当連結会計年度(2025年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	72,000	41,000	30,000	30,000	—	—
長期借入金	1,206,304	198,886	175,376	161,204	69,030	4,622
合計	1,278,304	239,886	205,376	191,204	69,030	4,622

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(１) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年７月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
転換社債型新株予約権付社債	—	14,832	—	14,832
資産計	—	14,832	—	14,832

当連結会計年度(2025年７月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
転換社債型新株予約権付社債	—	16,725	—	16,725
資産計	—	16,725	—	16,725

(２) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年７月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
社債	—	172,393	—	172,393
長期借入金	—	533,232	—	533,232
負債計	—	705,626	—	705,626

当連結会計年度(2025年7月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	100,852	—	100,852
長期借入金	—	600,956	—	600,956
負債計	—	701,808	—	701,808

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率による割引現在価値法により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

元金金の合計額と償還期限までの残存期間及び当社の信用リスクを加味した利率による割引現在価値法により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2024年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年7月31日)

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度(2024年7月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
債券	14,832	20,000	5,167
小計	14,832	20,000	5,167
合計	14,832	20,000	5,167

非上場株式等(連結貸借対照表計上額 投資有価証券17,589千円)は、市場価格のない株式等のため、記載していません。

当連結会計年度(2025年7月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
債券	16,725	20,000	3,274
小計	16,725	20,000	3,274
合計	16,725	20,000	3,274

非上場株式等(連結貸借対照表計上額 投資有価証券12,589千円)は、市場価格のない株式等のため、記載していません。

3. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	53,534	50,779	—
合計	53,534	50,799	—

当連結会計年度(自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日)

該当事項はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について2,010千円（その他有価証券の非上場株式）減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について5,000千円（その他有価証券の非上場株式）減損処理を行っております。

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	37,473千円	35,170千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	7,409千円	10,895千円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
回号	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名 当社監査役2名 当社使用人41名	当社従業員132名	当社従業員99名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 260,200株	普通株式 163,400株	普通株式 67,700株
付与日	2020年11月4日	2020年11月4日	2020年11月4日
権利確定条件	新株予約権者は、2023年7月期から2027年7月期のいずれかの事業年度における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書）に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。 (a)売上総利益が20億円を超過した場合：行使可能割合20% (b)売上総利益が22.5億円を超過した場合：行使可能割合60% (c)売上総利益が25億円を超過した場合：行使可能割合100% なお、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書の数値を直接参照することが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。	新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。	新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年11月1日～2028年10月31日	2022年11月1日～2026年10月31日	2022年11月1日～2030年10月31日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
回号	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社従業員14名 社外協力者1名	当社役職員14名	当社取締役7名 当社従業員17名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 49,200株	普通株式 67,100株	普通株式 109,400株
付与日	2021年11月19日	2022年11月14日	2023年11月17日
権利確定条件	新株予約権者は2024年7月期乃至2026年7月期のいずれかの事業年度における当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書)に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合の計算において、1個未満の端数が生じた場合には、1個未満の端数については切り下げるものとする。 (a) 売上総利益が25.2億円を超過した場合：行使可能割合50% (b) 売上総利益が28億円を超過した場合：行使可能割合100% また、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書)の数値を直接参照することが適切ではないと取締役会が判定した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役もしくは社外協力者の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。	新株予約権者は2025年7月期乃至2027年7月期のいずれかの事業年度における当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書)に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合の計算において、1個未満の端数が生じた場合には、1個未満の端数については切り下げるものとする。 (a) 売上総利益が33億円を超過した場合：行使可能割合50% (b) 売上総利益が37億円を超過した場合：行使可能割合100% また、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書)の数値を直接参照することが適切ではないと取締役会が判定した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役もしくは社外協力者の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。	(1) 本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。また、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 (2) 新株予約権者は、2026年7月期乃至2028年7月期のいずれかの事業年度における当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書)に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。 (a) 売上総利益が45億円を超過した場合：行使可能割合50% (b) 売上総利益が50億円を超過した場合：行使可能割合100% また、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書)の数値を直接参照することが適切ではないと取締役会が判定した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年11月1日～2028年10月31日	2025年11月1日～2029年10月31日	2026年11月1日～2030年10月31日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
回号	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5 名	当社従業員18名	当社取締役 2 名 当社従業員20名
株式の種類及び付与数(注) 1	普通株式 19,300株	普通株式 14,800株	普通株式 77,900株
付与日	2023年11月17日	2023年11月17日	2024年12月13日
権利確定条件	本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。	本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。	(1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。また、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 (2) 新株予約権者は、2025年7月期乃至2027年7月期（別途当社取締役会において、2028年7月期と定めた場合には2028年7月期）までのいずれかの事業年度における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書）に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。 (a) 売上総利益が50億円を超過した場合：行使可能割合50% (b) 売上総利益が55億円を超過した場合：行使可能割合100% また、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと取締役会が判定した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年 8 月 1 日 ~ 2030年10月31日	2024年 5 月 1 日 ~ 2030年10月31日	2027年11月 1 日 ~ 2031年10月31日

会社名	提出会社
回号	第20回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4 名 当社従業員23名
株式の種類及び付与数(注) 1	普通株式 30,700株

付与日	2024年12月13日
権利確定条件	本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年8月1日～2031年10月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年7月期)において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

Stock・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
回号	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	19,350	17,650
付与	-	-	-
失効	-	1,700	200
権利確定	-	9,075	7,850
未確定残	-	8,575	9,600
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	195,000	24,150	2,050
権利確定	-	9,075	7,850
権利行使	-	7,900	3,900
失効	39,800	1,300	100
未行使残	155,200	24,025	5,900

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
回号	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	44,200	27,100	108,800
付与	-	-	-

失効	1,600	-	54,400
権利確定	42,600	-	-
未確定残	-	27,100	54,400
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	42,600	-	-
権利行使	-	-	-
失効	800	-	-
未行使残	41,800	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
回号	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	19,300	-	-
付与	-	-	77,900
失効	-	-	3,000
権利確定	19,300	-	-
未確定残	-	-	74,900
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	-	7,700	-
権利確定	19,300	-	-
権利行使	11,400	6,400	-
失効	-	-	-
未行使残	7,900	1,300	-

会社名	提出会社
回号	第20回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	30,700
失効	8,000
権利確定	-
未確定残	22,700
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	-

権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
回号	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利行使価格(円)	1,045	666	1
行使時平均株価(円)	-	796	797
付与日における公正な評価単価(円)	238	A:267 B:284 C:302 D:316	A:665 B:665 C:665

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
回号	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
権利行使価格(円)	1,036	891	1,300
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	739	531	375

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
回号	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	854
行使時平均株価(円)	932	888	-
付与日における公正な評価単価(円)	804	804	427

会社名	提出会社
回号	第20回新株予約権
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	807

- (注) 1. 第12回新株予約権については段階的行使条件が設定されていることから、当該条件に合わせて予想残存期間の異なる4種類の公正な評価単価を記載しております。
2. 第13回新株予約権については段階的行使条件が設定されていることから、当該条件に合わせて予想残存期間の異なる3種類の公正な評価単価を記載しております。

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

	第19回新株予約権	第20回新株予約権
--	-----------	-----------

株価変動性 1	(注)	63.96%	58.63%
予想残存期間 2	(注)	4.89年	3.76年
予想配当 3	(注)	- 円/株	- 円/株
無リスク利子率 4	(注)	0.707%	0.640%

(注) 1. 第19回は2019年7月から2024年11月までの株価実績、第20回は2021年2月から2024年11月までの株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 2024年7月期の配当実績によります。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年7月31日)	当連結会計年度 (2025年7月31日)
繰延税金資産		
未払事業所税	1,566千円	1,605千円
未払事業税	- "	7,892 "
資産除去債務	1,558 "	2,971 "
未払賞与	- "	35,232 "
減損損失	24,813 "	5,667 "
ソフトウェア	96,921 "	107,562 "
投資有価証券評価損	2,663 "	4,342 "
税務上の繰越欠損金(注)1	529,645 "	526,912 "
株式報酬費用	10,897 "	11,822 "
その他有価証券評価差額金	1,734 "	1,099 "
その他	8,918 "	8,071 "
繰延税金資産小計	678,720千円	713,181千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1	529,645 "	526,912 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	117,557 "	114,144 "
評価性引当額小計	647,202 "	641,056 "
繰延税金資産合計	31,517千円	72,124千円

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年7月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	66,643千円	—	—	463,001千円	529,645千円
評価性引当額	—	—	66,643 "	—	—	463,001 "	529,645 "
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2025年7月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	63,910千円	—	—	55,949千円	407,052千円	526,912千円
評価性引当額	—	63,910 "	—	—	55,949 "	407,052 "	526,912 "
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年7月31日)	当連結会計年度 (2025年7月31日)
法定実効税率	33.6%	—
(調整)		
株式報酬費用	1.7	—
住民税均等割	2.4	—
評価性引当額の増減	45.3	—
その他	0.4	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.0	—

(注) 当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。

これに伴い、2026年8月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.58%から34.43%に変更し計算しております。

なお、この実効税率の変更に伴う影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

当社グループは、本社等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、当連結会計年度よりcowcamo(カウカモ)事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

(単位:千円)

	cowcamo(カウカモ) 事業	不動産企画デザイン 事業	合計
仲介・付帯サービス	2,543,203	—	2,543,203
自社企画商品	2,849,345	—	2,849,345
その他	—	82,478	82,478
顧客との契約から生じる収益	5,392,548	82,478	5,475,027
その他の収益(注)1	3,590	4,473	8,063
外部顧客への売上高	5,396,139	86,951	5,483,091

(注)1.「その他の収益」は「リース会計に関する会計基準」の範囲に含まれる賃貸料収入等であります。

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

(単位:千円)

	cowcamo(カウカモ)事業
仲介・付帯サービス	2,921,245
自社企画商品	5,174,795
顧客との契約から生じる収益	8,096,040
その他の収益(注)1	2,990
外部顧客への売上高	8,099,031

(注)1.「その他の収益」は「リース会計に関する会計基準」の範囲に含まれる賃貸料収入等であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、報告セグメントに基づいて記載しておりましたが、財務諸表利用者により有用な情報を提供することを目的として、当連結会計年度より収益認識の分解情報を「仲介・付帯サービス」「自社企画商品」の区分に変更しております。

なお、前連結会計年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

前連結会計年度(自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日)

(単位：千円)

	期末残高
顧客との契約から生じた債権	
売掛金	53,773
契約資産	20,294
契約負債	17,340

契約負債は、主に顧客から受け取った前受金に関するもので、サービスの提供について顧客の受け入れが得られた時点で、収益へと振替えられます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首の契約負債残高に含まれていた額は16,642千円であります。

当連結会計年度(自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日)

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	53,773	44,532
契約資産	20,294	104,217
契約負債	17,340	23,014

契約負債は、主に顧客から受け取った前受金に関するもので、サービスの提供について顧客の受け入れが得られた時点で、収益へと振替えられます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首の契約負債残高に含まれていた額は17,340千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日)

「当連結会計期間(報告セグメントの変更等に関する事項)」に記載のとおりであります。

当連結会計年度(自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日)

当社グループは、cowcamo(カウカモ)事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当社グループは、報告セグメントを従来「cowcamo(カウカモ)事業」及び「不動産企画デザイン事業」の2区分としておりました。しかし、2023年11月1日付で、不動産企画デザイン事業を会社分割(簡易新設分割)により新設会社に承継させたうえで、新設会社の株式の全てを譲渡したことにより、当連結会計年度より報告セグメントを「cowcamo(カウカモ)事業」の単一セグメントに変更しております。

この変更により、前連結会計年度及び当連結会計年度のセグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)

(単位：千円)

	cowcamo (カウカモ)事業	不動産企画デザイン 事業	全社資産	合計
減損損失	—	—	20,472	20,472

当連結会計年度(自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	村上浩輝	—	—	当社 代表 取締役	(被所有) 直接 18.6 間接 10.3	債務被保証	借入金に対す る債務保証 (注) 1	161,142	—	—
主要株主	中村真広	—	—	—	(被所有) 直接 8.5 間接 7.8	債務被保証	借入金に対す る債務保証 (注) 1	161,142	—	—
						事業譲渡	関係会社株式 の譲渡契約 (注) 2	127,000	—	—
主要株主 が議決権 の過半数 を所有して いる会社	合同会社 エム	東京都 渋谷区	10	有価証券の保 有及び管理	(被所有) 直接 7.8	不動産仲介	不動産仲介手 数料の支払 (注) 3	19,771	—	—
主要株主 が議決権 の過半数 を所有して いる会社	パ・アンド・コー 株式会社	東京都 渋谷区	1,000	不動産企画デ ザイン	—	業務受託	売上代金等の 一時預り・経 費の立替払い 等 (注) 4	114,810	預り金	9,687

(注) 1. 借入金に対する債務保証

当社は、銀行借入金に対して当社代表取締役村上浩輝及び主要株主中村真広より債務保証を受けております。上記の取引金額のうち、両者から連帯して債務保証を受けている取引金額は161,142千円であります。なお、本債務保証行為に際し、保証料の支払いは行っておりません。

2. 関係会社株式の譲渡契約

関係会社株式の譲渡価格は対象会社の純資産等を勘案して、買い手と協議により決定しております。

3. 不動産仲介手数料の支払

仲介手数料の受取については、一般の取引条件と同様に決定しております。

4. 売上代金等の一時預り・経費の立替払い等

バ・アンド・コー株式会社が所有する不動産から生じる売上代金について、当社が一時的に預かっているもの、及び経費の一時的な立替払いであります。

当連結会計年度(自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	村上浩輝	—	—	当社 代表 取締役	(被所有) 直接 19.2 間接 10.3	債務被保証	借入金に対す る債務保証 (注) 1	134,994	—	—

(注) 1. 借入金に対する債務保証

当社は、銀行借入金に対して当社代表取締役村上浩輝より債務保証を受けております。なお、本債務保証行為に際し、保証料の支払いは行っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

当連結会計年度(自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近 親者	村上智哉	—	—	会社役員	(被所有) 間接 0.0	不動産売買	不動産の購入 (注) 1	148,187	—	—

(注) 1. 一般的な取引条件で行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)
1 株当たり純資産額	84.00円	94.85円
1 株当たり当期純利益	18.42円	9.38円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	18.26円	9.33円

(注) 1. 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)
1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	215,658	106,639
普通株主に帰属しない金額(千円)	7,000	—
(うち優先配当額(千円))	(7,000)	(—)
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	208,658	106,639
普通株式の期中平均株式数(株)	11,328,586	11,370,813
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	95,399	54,852
(うち新株予約権(株))	(95,399)	(54,152)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第11回新株予約権 新株予約権の数 1,950個 (普通株式 195,000株) 第14回新株予約権 新株予約権の数 442個 (普通株式 44,200株) 第15回新株予約権 新株予約権の数 271個 (普通株式 27,100株) 第16回新株予約権 新株予約権の数 1,088個 (普通株式 108,800株) A種種類株式 普通株式転換の目的となる 株式 700株	第11回新株予約権 新株予約権の数 1,552個 (普通株式 155,200株) 第14回新株予約権 新株予約権の数 418個 (普通株式 41,800株) 第15回新株予約権 新株予約権の数 271個 (普通株式 27,100株) 第16回新株予約権 新株予約権の数 544個 (普通株式 54,400株) 第19回新株予約権 新株予約権の数 749個 (普通株式 74,900株)

2. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2024年 7 月31日)	当連結会計年度末 (2025年 7 月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,800,203	1,931,700
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	846,848	852,316
(うち新株予約権(千円))	(139,848)	(145,316)
(うち優先株式(千円))	(700,000)	(700,000)
(うち優先配当額(千円))	(7,000)	(7,000)

普通株式に係る期末の純資産額(千円)	953,354	1,079,383
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	11,349,891	11,379,491

(重要な後発事象)

(子会社の設立)

当社は、2025年9月12日開催の取締役会において、子会社の設立について決議いたしました。

1. 子会社設立の背景と目的

当社は、主力事業である中古・リノベーション住宅の流通プラットフォーム「cowcamo（カウカモ）」の提供価値向上および事業基盤強化のため、リノベーションの設計・施工を専門に行う子会社「株式会社カウカモ工務店」を設立することを決定いたしました。

2. 子会社の概要

(1) 名称	株式会社カウカモ工務店
(2) 所在地	東京都渋谷区恵比寿四丁目3番14号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 竹内 真
(4) 事業内容	マンションのリノベーション工事請負業
(5) 資本金	50,000,000円
(6) 設立年月日	2025年11月(予定)
(7) 出資者及び出資比率	当社 100%

(新株予約権の発行)

当社は、2025年10月29日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の役員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

・新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、第21回新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)を当社の役員に対して発行するものであります。

なお、第21回新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)につきましては、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないこととすることが特に有利な条件ではないことから、この点につき株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

これらの新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数(2025年7月末時点)の0.26%に相当します。これらの新株予約権の発行は、業績目標の達成や、役員の一層の意欲及び士気の向上により、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものであり、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

・新株予約権の発行要領

第21回新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)

1. 新株予約権の数

320個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式32,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等により算定した公正価値に基づいた価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

３．新株予約権の内容

（１）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

（２）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付される株式１株当たりの払込金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（３）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年8月1日から2032年10月31日までとする。

（４）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（５）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（６）新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。また、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があることと取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

４．新株予約権の割当日

2025年12月12日

５．新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3 . (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6 . 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3 . (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3 . (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3 . (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 3 . (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 3 . (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 5 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7 . 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8 . 申込期日

2025年11月18日

9 . 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 5名 320個

なお、上記の人数及び個数は上限数を示したものであり、本新株予約権に対する引受けの申込み状況等によ

り、割当てを受ける人数及び個数は減少することがある。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末 残高(千 円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社ツクルバ	第1回無担保社債	2020年 3月25日	40,000	— (—)	0.25	無担保社債	2025年 3月25日
株式会社ツクルバ	第2回無担保社債	2020年 9月25日	60,000	20,000 (20,000)	0.33	無担保社債	2025年 9月25日
株式会社ツクルバ	第3回無担保社債	2021年 9月27日	55,000	33,000 (22,000)	0.28	無担保社債	2026年 9月25日
株式会社ツクルバ	第2回無担保社債 (分割制限付少人数私募)	2021年 9月2日	8,000	— (—)	2.30	無担保社債	2024年 9月2日
株式会社ツクルバ	第4回無担保社債	2024年 3月25日	150,000	120,000 (30,000)	0.52	無担保社債	2029年 3月23日
合計	—	—	313,000	173,000 (72,000)	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
72,000	41,000	30,000	30,000	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	927,916	1,667,100	1.64	—
1年以内に返済予定の長期借入金	340,068	1,206,304	1.81	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	540,914	609,118	0.77	2026年～2030年
合計	1,808,898	3,482,522	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	198,886	175,376	161,204	69,030

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (千円)	3,375,609	8,099,031
税金等調整前中間(当期)純利益 (千円)	2,036	161,111
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失() (千円)	15,723	106,639
1株当たり当期純利益又は1株当たり中間純損失() (円)	1.69	9.38

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 7 月31日)	当事業年度 (2025年 7 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,548,719	1,253,443
売掛金及び契約資産	1 74,068	1 161,342
販売用不動産	2 638,808	2 261,202
仕掛販売用不動産	2 405,994	2 298,729
未成工事支出金	—	550
原材料及び貯蔵品	625	494
前渡金	5,200	10,551
前払費用	55,071	81,307
短期貸付金	1 1,190,000	1 1,435,000
その他	1 147,671	1 116,924
貸倒引当金	—	372
流動資産合計	4,066,159	3,619,175
固定資産		
有形固定資産		
建物	56,435	57,934
工具、器具及び備品	18,947	18,895
建設仮勘定	—	12,606
有形固定資産合計	75,383	89,436
投資その他の資産		
投資有価証券	32,421	29,314
関係会社株式	182,000	182,000
敷金及び保証金	103,493	92,473
長期貸付金	—	30,404
長期前払費用	7,594	3,722
繰延税金資産	31,517	60,133
その他	120	120
投資その他の資産合計	357,147	398,168
固定資産合計	432,530	487,605
資産合計	4,498,690	4,106,780

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 7 月31日)	当事業年度 (2025年 7 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	17,166	¹ 15,309
短期借入金	² 927,916	² 698,300
1年内償還予定の社債	140,000	72,000
1年内返済予定の長期借入金	² 305,068	² 502,404
未払金	¹ 545,274	¹ 260,375
未払費用	31,457	34,201
未払法人税等	4,518	2,699
未払消費税等	2,735	53,172
契約負債	9,700	3,144
預り金	36,591	15,314
前受収益	205	117
流動負債合計	2,020,633	1,657,039
固定負債		
社債	173,000	101,000
長期借入金	² 540,914	² 609,118
固定負債合計	713,914	710,118
負債合計	2,734,547	2,367,157
純資産の部		
株主資本		
資本金	60,139	14,698
資本剰余金		
資本準備金	60,139	14,698
その他資本剰余金	1,550,695	1,666,074
資本剰余金合計	1,610,834	1,680,772
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	21,003	35,372
利益剰余金合計	21,003	35,372
自己株式	62,516	62,516
株主資本合計	1,629,461	1,597,581
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,167	3,274
評価・換算差額等合計	5,167	3,274
新株予約権	139,848	145,316
純資産合計	1,764,142	1,739,623
負債純資産合計	4,498,690	4,106,780

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)		当事業年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)	
売上高	1	4,682,998	1	4,676,304
売上原価	1	2,446,273	1	1,748,092
売上総利益		2,236,724		2,928,212
販売費及び一般管理費	2	2,278,461	2	3,038,395
営業損失（ ）		41,736		110,183
営業外収益				
受取利息	1	7,679	1	38,897
受取配当金		2		2
経営指導料	1	120,000		—
受取手数料	1	21,754	1	71,021
その他		2,478		3,056
営業外収益合計		151,915		112,978
営業外費用				
支払利息		21,712		30,242
社債利息		757		775
社債発行費		5,263		-
株式交付費		700		-
支払手数料		2,195		6,855
支払補償金		5,349		459
その他		225		1,012
営業外費用合計		36,204		39,344
経常利益又は経常損失（ ）		73,975		36,548
特別利益				
関係会社株式売却益		49,226		—
投資有価証券売却益		50,779		—
新株予約権戻入益		7,409		10,895
固定資産売却益		701		132
特別利益合計		108,117		11,028
特別損失				
移転関連費用		—		25,188
特別調査費用等		—		19,414
減損損失		20,472		-
投資有価証券評価損		2,010		5,000
固定資産売却損		72		60
特別損失合計		22,556		49,663
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）		159,535		75,183
法人税、住民税及び事業税		4,525		2,809
法人税等調整額		31,517		28,616
法人税等合計		26,991		25,806
当期純利益又は当期純損失（ ）		186,527		49,376

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)		当事業年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
物件取得費	1	2,089,693	80.4	1,005,018	79.5
商品仕入高		17,609	0.7	13,559	1.1
労務費		15,435	0.6	—	—
経費		477,646	18.3	245,192	19.4
当期総費用		2,600,385	100.0	1,263,771	100.0
販売用不動産期首棚卸高	2	740,830		638,808	
仕掛販売用不動産期首棚卸高		99,542		405,994	
他勘定受入高		58,536		—	
合計		3,499,295		2,308,574	
販売用不動産期末棚卸高		638,808		261,202	
仕掛販売用不動産期末棚卸高		405,994		298,729	
未成工事支出金期末棚卸高		—		550	
棚卸資産評価損		8,218		—	
当期売上原価		2,446,273		1,748,092	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
地代家賃	36,895	—
業務委託費	412,434	228,852
減価償却費	11,540	8,153
租税公課	4,590	2,507
水道光熱費	2,585	535
修繕費	6,363	4,789

2 他勘定受入高の内容は、保有目的の変更による有形固定資産からの受入高です。

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	31,635	31,635	1,555,662	1,587,297	165,523	165,523
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	28,504	28,504		28,504		
剰余金（その他資本剰余金）の配当			4,967	4,967		
当期純利益					186,527	186,527
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	28,504	28,504	4,967	23,537	186,527	186,527
当期末残高	60,139	60,139	1,550,695	1,610,834	21,003	21,003

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	62,516	1,390,892	2,644	2,644	124,329	1,512,577
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）		57,008				57,008
剰余金（その他資本剰余金）の配当		4,967				4,967
当期純利益		186,527				186,527
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			2,523	2,523	15,519	12,996
当期変動額合計	—	238,568	2,523	2,523	15,519	251,564
当期末残高	62,516	1,629,461	5,167	5,167	139,848	1,764,142

当事業年度(自 2024年 8月 1 日 至 2025年 7月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	
当期首残高	60,139	60,139	1,550,695	1,610,834	21,003	21,003
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	12,248	12,248		12,248		
剰余金の配当					7,000	7,000
減資	57,689	57,689	115,379	57,689		
当期純損失（ ）					49,376	49,376
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	45,441	45,441	115,379	69,937	56,376	56,376
当期末残高	14,698	14,698	1,666,074	1,680,772	35,372	35,372

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	62,516	1,629,461	5,167	5,167	139,848	1,764,142
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）		24,496				24,496
剰余金の配当		7,000				7,000
減資		—				—
当期純損失（ ）		49,376				49,376
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,893	1,893	5,467	7,360
当期変動額合計	—	31,879	1,893	1,893	5,467	24,518
当期末残高	62,516	1,597,581	3,274	3,274	145,316	1,739,623

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 仕掛販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(3) 未成工事支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(4) 原材料

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	3～15年

4 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6 収益及び費用の計上基準

cowcamo（カウカモ）事業

主にリノベーション住宅のオンライン流通プラットフォームcowcamoの運営を通じて、中古・リノベーション住宅の仲介及び販売を行っております。中古・リノベーション住宅の仲介及び販売は、主に顧客との媒介契約又は不動産売買契約に基づきサービスの提供が完了した時点で履行義務は充足されるため、その一時点で収益認識しております。

また、中古住宅等のリノベーション工事も請け負っております。中古住宅等のリノベーション工事では顧客との工事請負契約に基づき、工事を完成させる義務を負っております。当該履行義務は、工事期間がごく短いため、工事完了時点で収益認識しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
販売用不動産	638,808千円	261,202千円
仕掛販売用不動産	405,994千円	298,729千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）1. 販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	31,517千円	60,133千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）2. 繰延税金資産の回収可能性」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました原材料は、貸借対照表の明瞭性を高めるため、当事業年度より「原材料及び貯蔵品」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」の「その他」に表示していた625千円は、「原材料及び貯蔵品」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年7月31日)	当事業年度 (2025年7月31日)
短期金銭債権	1,329,271千円	1,524,693千円
短期金銭債務	426,192 "	9,809 "

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年7月31日)	当事業年度 (2025年7月31日)
販売用不動産	345,634千円	198,719千円
仕掛販売用不動産	399,114 "	284,624 "
計	744,748千円	483,344千円

	前事業年度 (2024年7月31日)	当事業年度 (2025年7月31日)
短期借入金	400,900千円	248,300千円
1年内返済予定の長期借入金	149,672 "	205,996 "
長期借入金	89,140 "	120,008 "
計	639,712千円	574,304千円

3 保証債務

以下の関係会社のクレジットカード利用残高について、保証を行っております。

	前事業年度 (2024年7月31日)	当事業年度 (2025年7月31日)
株式会社ツクルバボックス	150千円	81千円

以下の関係会社の金融機関からの借入金等に対して、保証を行っております。

	前事業年度 (2024年7月31日)	当事業年度 (2025年7月31日)
株式会社ツクルバボックス	—千円	2,983,800千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
営業取引による取引高		
売上高	5,852千円	211,312千円
売上原価	387,448 "	209,326 "
営業取引以外による取引高	147,595 "	107,989 "

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
給料手当	976,926千円	1,194,531千円
広告宣伝費	245,871 "	479,903 "
業務委託費	181,335 "	261,088 "
賞与	72,829 "	102,273 "
減価償却費	16,696 "	13,942 "
貸倒引当金繰入額	— "	372 "
おおよその割合		
販売費	11%	16%
一般管理費	89%	84%

(有価証券関係)

前事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式182,000千円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

当事業年度(自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式182,000千円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年 7月31日)	当事業年度 (2025年 7月31日)
繰延税金資産		
未払事業所税	1,566千円	1,605千円
資産除去債務	1,558 "	2,971 "
未払賞与	— "	31,647 "
減損損失	24,813 "	5,667 "
ソフトウェア	96,921 "	107,562 "
投資有価証券評価損	2,663 "	4,342 "
税務上の繰越欠損金	529,645 "	526,912 "
株式報酬費用	10,897 "	11,822 "
その他有価証券評価差額金	1,734 "	1,099 "
その他	8,918 "	7,557 "
繰延税金資産小計	678,720千円	701,190千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	529,645 "	526,912 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	117,557 "	114,144 "
評価性引当額小計	647,202 "	641,056 "
繰延税金資産合計	31,517千円	60,133千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年 7月31日)	当事業年度 (2025年 7月31日)
法定実効税率	33.6%	—
(調整)		
株式報酬費用	2.1	—
住民税均等割	2.8	—
評価性引当額の増減	54.9	—
その他	0.5	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.9	—

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年 3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年 4月 1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。

これに伴い、2026年 8月 1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.58%から34.43%に変更し計算しております。

なお、この実効税率の変更に伴う影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	67,864	6,672	3,456	71,080	13,146	5,173	57,934
工具、器具及び備品	96,377	8,825	2,045	103,157	84,261	8,768	18,895
建設仮勘定	—	12,606	—	12,606	—	—	12,606
有形固定資産計	164,241	28,104	5,502	186,844	97,407	13,942	89,436
長期前払費用	7,594	5,554	9,427	3,722	—	—	3,722

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社オフィス内装工事	6,672千円
工具、器具及び備品	事務用品及び情報システム関連機器等	8,825千円
建設仮勘定	工事着工金	12,606千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	旧本社設備等の除却	3,456千円
工具、器具及び備品	家具等の除売却	2,045千円

3. 「当期首残高」及び「当期末残高」は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	—	372	—	372

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 8 月 1 日から翌年 7 月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後 3 箇月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年 1 月31日 毎事業年度末日
1 単元の株式数	普通株式100株、A種種類株式 1 株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL https://tsukuruba.com/ir/publicnotice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
取得請求権付株式の取得を請求する権利
募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第13期(自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日)2024年10月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年10月28日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

事業年度 第14期中(自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 1 月31日)2025年 3 月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書

2024年10月15日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づ

く臨時報告書

2024年10月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づ

く臨時報告書

2025年 5 月 8 日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書

2025年 9 月12日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書

2025年 9 月12日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2024年10月15日提出の臨時報告書(新株予約権の発行)に係る訂正報告書

2024年12月16日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年10月29日

株式会社ツクルバ
取締役会 御中

和泉監査法人				
東京都新宿区				
代表社員 業務執行社員	公認会計士	松	藤	悠
代表社員 業務執行社員	公認会計士	飯	田	博 士
業務執行社員	公認会計士	秦	昌	幸

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツクルバの2024年8月1日から2025年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツクルバ及び連結子会社の2025年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
株式会社ツクルバの2025年7月31日に終了する連結会計年度の連結財務諸表において、注記事項「（重要な会計上の見積り）1．販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価」に記載されているとおり、販売用不動産1,642,413千円及び仕掛販売用不動産1,837,075千円が計上されており、これらの合計金額は総資産の56.7%を占めている。 販売用不動産の評価については、注記事項「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4．会計方針に関する事項（1）重要な資産の評価基準及び評価方法 棚卸資産 a販売用不動産及びb仕掛販売用不動産」に記載されているとおり、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定している。また、収益性の低下に係る正味売却価額の見積りの基礎となる販売見込額については、注記事項「（重要な会計上の見積り）1．販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価」に記載されているとおり、近隣の取引事例や直近の販売実績などを考慮し、算定されている。 販売用不動産及び仕掛販売用不動産の正味売却価額の基礎となる販売見込額については、近隣の取引事例や直近の販売実績などを考慮し算定されるが、物件自体に個別性が高く、リノベーションの実施による不動産価値の増加も想定していることもある。そのため、販売見込額の算定には、見積りに関する高い不確実性を伴う経営者の主観的な判断が存在する。 以上から、当監査法人は、販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。 （1）内部統制の評価 販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、関連部門が算定した正味売却価額の基礎となる販売見込額について、不合理な仮定が採用されることを防止又は発見するための管理部門による査閲に焦点を当てた。 （2）販売見込額の見積りの合理性の評価 正味売却価額の基礎となる販売見込額に含まれる主要な仮定の合理性を評価するため、その根拠について関連部門に対して質問するとともに、主に以下の監査手続を実施した。 ・会社が採用する正味売却価額の基礎となる販売見込額の算定方針について、会計基準の要求事項等を踏まえ、その合理性を評価した。 ・近隣の取引事例や直近の販売実績又は外部機関が公表している物件の販売価格と比較し、経営者の見積りの合理性を評価した。 ・当連結会計年度の販売物件について、実際販売額を前期末における販売見込額と比較し、経営者による見積りの合理性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ツクルバの2025年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ツクルバが2025年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月29日

株式会社ツクルバ
取締役会 御中

和泉監査法人
東京都新宿区
代表社員
業務執行社員 公認会計士 松 藤 悠
代表社員
業務執行社員 公認会計士 飯 田 博 士
業務執行社員 公認会計士 秦 昌 幸

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツクルバの2024年8月1日から2025年7月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツクルバの2025年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価に関する判断の妥当性
株式会社ツクルバの2025年7月31日に終了する事業年度の財務諸表において、注記事項「（重要な会計上の見積り）1．販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価」に記載されているとおり、販売用不動産261,202千円及び仕掛販売用不動産298,729千円が計上されており、これらの合計金額は総資産の13.6%を占めている。 当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価に関する判断の妥当性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監

査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。